

平成28年第7回平群町議会

定例会会議録（第1号）

|   |   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
|---|---|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|------------|---------|---------------|-------|------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|-----------|---------------|---------|---------------|---------|---------------------|---------|
| 招 集 年 月 日   | 平成28年9月2日   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 招 集 の 場 所   | 平群町議会議場   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 開 会 （ 開 議 ）   | 9月2日午前9時14分宣告（第1日）  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 出 席 議 員   | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 山 本 隆 史</td> <td style="width: 50%;">2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>   | 1 番 山 本 隆 史 | 2 番 城 内 敏 之 | 3 番 井 戸 太 郎 | 4 番 森 田 勝 | 5 番 稲 月 敏 子 | 6 番 植 田 い ず み | 7 番 山 口 昌 亮 | 8 番 山 田 仁 樹 | 9 番 高 幣 幸 生 | 1 0 番 窪 和 子 | 1 1 番 下 中 一 郎 | 1 2 番 馬 本 隆 夫 |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 1 番 山 本 隆 史   | 2 番 城 内 敏 之   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 3 番 井 戸 太 郎   | 4 番 森 田 勝   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 5 番 稲 月 敏 子   | 6 番 植 田 い ず み   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 7 番 山 口 昌 亮   | 8 番 山 田 仁 樹   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 9 番 高 幣 幸 生   | 1 0 番 窪 和 子   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 1 1 番 下 中 一 郎   | 1 2 番 馬 本 隆 夫   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 欠 席 議 員   | な し   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| <p>地方自治法第121条<br/>第1項の規定により<br/>説明のため出席<br/>した者の職氏名</p> | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>理事（上下水道課長）</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 参 事</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 参 事</td> <td>森 田 弘 行</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> </table> | 町 長         | 岩 崎 万 勉     | 副 町 長       | 中 島 伊 三 郎 | 教 育 長       | 岡 弘 明         | 会 計 管 理 者   | 瓜 生 浩 章     | 理 事         | 岡 田 守 男     | 理事（政策推進課長）    | 大 浦 孝 夫       | 理事（総務防災課長） | 経 堂 裕 士 | 理事（教育委員会総務課長） | 西 本 勉 | 理事（上下水道課長） | 島 野 千 洋 | 税 務 課 長 | 西 脇 洋 貴 | 住 民 生 活 課 長 | 中 村 九 啓 | 健 康 保 険 課 長 | 辰 巳 育 弘 | 福 祉 課 長 | 今 田 良 弘 | 観 光 産 業 課 長 | 西 岡 勝 三 | 都 市 建 設 課 長 | 寺 口 嘉 彦 | 政 策 推 進 課 参 事 | 巳 波 規 秀 | 総 務 防 災 課 参 事 | 橋 本 雅 至 | 住 民 生 活 課 参 事 | 北 樋 口 政 弘 | 住 民 生 活 課 参 事 | 森 田 弘 行 | 都 市 建 設 課 参 事 | 大 辻 孝 司 | 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 | 松 村 嘉 容 |
| 町 長   | 岩 崎 万 勉   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 副 町 長   | 中 島 伊 三 郎   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 教 育 長   | 岡 弘 明   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 会 計 管 理 者   | 瓜 生 浩 章   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 理 事   | 岡 田 守 男   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 理事（政策推進課長）  | 大 浦 孝 夫   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 理事（総務防災課長）  | 経 堂 裕 士   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 理事（教育委員会総務課長）   | 西 本 勉   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 理事（上下水道課長）  | 島 野 千 洋   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 税 務 課 長   | 西 脇 洋 貴   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 住 民 生 活 課 長   | 中 村 九 啓   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 健 康 保 険 課 長   | 辰 巳 育 弘   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 福 祉 課 長   | 今 田 良 弘   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 観 光 産 業 課 長   | 西 岡 勝 三   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 都 市 建 設 課 長   | 寺 口 嘉 彦   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 政 策 推 進 課 参 事   | 巳 波 規 秀   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 総 務 防 災 課 参 事   | 橋 本 雅 至   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 住 民 生 活 課 参 事   | 北 樋 口 政 弘   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 住 民 生 活 課 参 事   | 森 田 弘 行   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 都 市 建 設 課 参 事   | 大 辻 孝 司   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事                                     | 松 村 嘉 容   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |            |         |               |       |            |         |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |         |               |         |               |           |               |         |               |         |                     |         |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>本会議に職務のため出席した者の職氏名</p> | <p>議会議務局長 上田昌弘<br/> 主 幹 高橋恭世<br/> 主 任 竹村 恵</p>  |
| <p>町長提出議案の題目</p>          | <p>報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について<br/> （平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について）</p> <p>議案第 37 号 平成 28 年度平群町一般会計補正予算（第 2 号）について</p> <p>議案第 38 号 平成 28 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について</p> <p>議案第 39 号 平成 28 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 40 号 平成 28 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 41 号 平成 28 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 42 号 西和衛生試験センター組合の解散について</p> <p>議案第 43 号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について</p> <p>同意第 1 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p> <p>諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p> <p>認定第 1 号 平成 27 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 2 号 平成 27 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 3 号 平成 27 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 4 号 平成 27 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 5 号 平成 27 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 町長提出議案<br>の<br>題<br>目  | <p>認定第 6号 平成27年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 7号 平成27年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 8号 平成27年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 9号 平成27年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第10号 平成27年度平群町水道事業会計決算の認定について</p> |
| 議員提出議案<br>の<br>題<br>目  | <p>発議第 6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について</p>  |
| 議 事 日 程                | <p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>  |
| 会議録署名議員<br>の<br>氏<br>名 | <p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>11番 下 中 一 郎      12番 馬 本 隆 夫</p>  |

平成 28 年 第 7 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 9 月 2 日 (金)  
午前 9 時 開 議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |          | 諸般の報告  |
| 日程第 4  | 報告第 6 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を<br>改正する条例について) |
| 日程第 5  | 議案第 37 号 | 平成 28 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号)<br>について                          |
| 日程第 6  | 議案第 38 号 | 平成 28 年度平群町国民健康保険特別会計補正予<br>算 (第 3 号) について                   |
| 日程第 7  | 議案第 39 号 | 平成 28 年度平群町下水道事業特別会計補正予算<br>(第 1 号) について                     |
| 日程第 8  | 議案第 40 号 | 平成 28 年度平群町農業集落排水事業特別会計補<br>正予算 (第 1 号) について                 |
| 日程第 9  | 議案第 41 号 | 平成 28 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第<br>1 号) について                      |
| 日程第 10 | 議案第 42 号 | 西和衛生試験センター組合の解散について  |
| 日程第 11 | 議案第 43 号 | 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分<br>について                               |
| 日程第 12 | 同意第 1 号  | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについ<br>て                                  |
| 日程第 13 | 諮問第 3 号  | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める<br>ことについて                             |
| 日程第 14 | 発議第 6 号  | 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備<br>設置事業との調和に関する条例の制定について              |
| 日程第 15 | 認定第 1 号  | 平成 27 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定<br>について                             |
| 日程第 16 | 認定第 2 号  | 平成 27 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別<br>会計歳入歳出決算の認定について                  |
| 日程第 17 | 認定第 3 号  | 平成 27 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳<br>出決算の認定について                       |

- 日程第 18 認定第 4 号 平成 27 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 平成 27 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 平成 27 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 7 号 平成 27 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 8 号 平成 27 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 9 号 平成 27 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 10 号 平成 27 年度平群町水道事業会計決算の認定について

開 会 （午前 9時14分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第7回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

暦は9月とはいえ、まだまだ残暑厳しい日々が続いております。平群の里の田園風景を見渡しますと、稲穂が実を結び始め、ゆっくりと秋の訪れが感じられる季節となってまいりました。

本日は、平成28年第7回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私何かと御多用のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本議会は、28年度上半期が終了する節目の議会でございます。27年度の決算議会でもございます。そこで、これまでの取り組みを振り返り、今後の目指すべき方向につきまして、私の考えを改めて申し上げ、議員の皆様や町民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げたいと思っております。

人口減少社会を迎え、人口構成の観点からも、非常に厳しい行政運営の環境にある平群町でございます。そんな中ではありますが、住民サービスの水準は近隣市町の中でも決して引けをとらない、むしろ自慢できる平群町でございます。受益者負担を極限まで抑えた子育て支援策は県下随一と言っても過言ではありません。こども園の保育料、充実した教育・保育体制、学童保育につきましても同様であり、他の追随を許さない料金と保育体制であります。高校3年生までの子ども医療費の無料化も他市町にない子育て支援策であります。

学校教育においても、1中学校3小学校2こども園に外国語指導助手を3名を配置し、英語に親しむ教育をほかに先駆けて取り組んでいます。学校図書館におきましては、3小学校にそれぞれ図書館司書を配置し、充実した図書館活動を行っている状況で、子どもたちの読書活動が飛躍的に伸びていることは大変喜ばしいことで、平群町の教育水準の向上に大きく貢献することと喜んでいただいております。また、子育て支援センターにおけます不登校児童・生徒に対する支援活動も、他町にない取り組みとして注目を集めています。教育は国の礎であります。これらの平群町の施策が他に先駆けていることを広く発信することが平群町の未来につながるという強い思いを、議員の皆様、町民の

皆様とともに共有したいと心から念ずるところでございます。

しかしながら一方では、これらの施策を継続していくことは財政的に大きな負担となり、今後においても無駄をなくし、効率的な行政運営をより一層推し進めていくことが求められています。経常収支比率が95%前後で推移し、他の財政指標も県下、自慢できる材料はほとんどない状況にあることは強く認識しなければなりません。皆様の御協力によりまして、継続の努力を今後もしてまいりたいと考えております。

かといって、住民負担が他市町と比べて高いということもございません。よく引き合いに出される固定資産税の超過税率につきましても、人口の出入り、転入・転出が多い市街化区域、住宅団地などの比較で申し上げれば、お隣の市や町の都市計画税率より低い税率であります。税金は決して高くない町というふれ込みで特に問題はないと考えております。

ちなみに、都市計画税と固定資産税の比較で申し上げれば、宅地の課税に限っては同率の税率として、固定資産税は都市計画税の半額になります。宅地については半額になります。都市計画税は宅地の分だけ高い負担になります。平群町は都市計画税を徴収していない町として、税金は決して高くない町と説明し、PRしてきましたが、これからもこれらのことをしっかり発信し、イメージアップに努め、定住促進に全力を挙げてまいりたいと考えております。議員各位の一層の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

ところで、議員の皆様におかれましては、6月議会において議員報酬の20%削減案について御英断を賜りましたことに深く敬意を表するものであります。この削減によりまして生まれた財源につきましても、平群町の主要事業であります子育て支援や直面する諸課題解決に向けての貴重な財源として活用させていただき、執行には意を払ってまいり所存でございます。

さて、6月定例会から本定例会までの平群町における主な出来事につきまして御報告申し上げます。

6月26日には第10回プリズム健康フェスタが開催され、健康へぐり21計画のスローガンであります「へぐり いきいき はじける笑顔」を目指した取り組みとして、健康講話や歯科検診、骨密度測定、体力測定など、日ごろの健康づくりのためのイベントが開催され、多くの方に御参加をいただきました。

7月10日には第24回参議院議員通常選挙が執行されました。今回の選挙は、満18歳以上の方が有権者として投票する初めての選挙であり、平群町の当日の有権者数は1万6,717人で、投票率は63.4%でありました。

7月11日には人権・命の尊さへの町民集会を開催しました。ことしは奈良人権文化選奨を受賞されました落語家の露の新治さんをお招きし、人権感覚を

生かしたお笑い人権講座をテーマに講演を行いました。

7月16日からウォーターパークが開場しました。ことしは比較的天候にも恵まれ、とりわけ週末には町内外からたくさんの方にお越しいただきました。入場者総数は2万5,272人と、昨年と比較して2,759人多くなりました。

7月28日、29日、2日間、高知県須崎市の子ども会連合会の事業として、青少年野外活動体験事業が実施されました。当日は天候にも恵まれ、須崎市より14人の小学生の参加があり、町内の小学生との交流やブドウ狩り、座禅修行の体験、ウォーターパークでの遊泳など、須崎市の子どもたちにとりまして、平群の夏を満喫していただく体験となりました。

8月6日には平群の夏の風物詩として定着しております第17回へぐり盆踊りが開催されました。ことしは天候に恵まれ、子どもたちから高齢者の方まで多くの町民の参加をいただきました。開催に際しまして準備等御尽力賜りました実行委員の皆様にご心より御礼を申し上げます。

8月23日には第26回奈良県消防操法大会が開催され、ことしは生駒南支部の代表として、平群町消防団員が代表選手として出場いたしました。出場選手の皆様におかれましては、4月22日に結団式を挙行後、猛暑の中、大会当日まで40回を数える訓練を行い、大会当日には訓練の成果をいかに発揮し、威風堂々としたポンプ車操法を披露していただきました。長期間にわたる訓練に参加いただいた選手の皆様、御指導いただいた広域消防の指導教官の皆様、日々の訓練をサポートいただきました平群町消防団員の皆様に、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

8月27日、28日の両日、中央公民館において戦争や紛争のない平和な世界の実現を目指し、平和啓発事業として、平群平和のための戦争展が開催されました。国際ボランティア学生協会の方による遺骨収集の調査報告をテーマにした講演会を初め、ミニコンサートやお話会、ビデオ映画の上映、戦争遺品の展示などを行い、多くの町民の御参加をいただきました。

8月29日には平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するため、地域活力の増進・推進、地域経済の発展及び町民サービスの向上を図ることを目的に、南都銀行と包括連携協定に関する協定書の締結を行いました。今後ともこの協定に記した地域の産業振興や雇用の創出、定住促進等に努めてまいります。

さて、本議会では、報告案件が1件、補正予算が5件、一部事務組合に関する議決案件が2件、人事案件が2件、決算認定案件が10件、計20件の議案を御審議いただきます。いずれの議案につきましても慎重審議を賜りまして、

可決、同意、認定をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により11番、下中君、12番、馬本君を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月20日までの19日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの19日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

9月 2日(金) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

9月 3日(土) 休会でございます。

9月 4日(日) 休会でございます。

9月 5日(月) あいてございます。

|            |                         |           |
|------------|-------------------------|-----------|
| 9月 6日(火)   | 総務建設委員会                 | 午前10時より   |
| 9月 7日(水)   | 決算審査特別委員会(一般会計)         | 午前9時より    |
| 9月 8日(木)   | 予算審査特別委員会(各特別会計・水道事業会計) | 午前9時より    |
| 9月 9日(金)   | あいてございます。               |           |
| 9月10日(土)   | 休会でございます。               |           |
| 9月11日(日)   | 休会でございます。               |           |
| 9月12日(月)   | あいてございます。               |           |
| 9月13日(火)   | 本会議(一般質問)               | 午前9時より    |
| 9月14日(水)   | 本会議(一般質問)               | 午前9時より    |
| 9月15日(木)   | あいてございます。               |           |
| 9月16日(金)   | あいてございます。               |           |
| 9月17日(土)   | 休会でございます。               |           |
| 9月18日(日)   | 休会でございます。               |           |
| 9月19日(月・祝) | 休会でございます。               |           |
| 9月20日(火)   | 本会議(最終日)                | 午後2時からでござ |

います。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(山口昌亮)

議会運営委員会の報告をいたします。

まず、7月1日に議会だより編集委員会終了後にですね、議会だよりの規格、それから執行後における政策評価について、それから先進地視察について協議いたしました。

そして、8月19日、今回の第7回定例会の議案運営について、その中できょう、内定になり今確認されました内容について審議しました。

以上です。

○議長

次に、過日開催されました駅周辺整備事業特別委員会の報告を求めます。駅周辺整備事業特別委員会委員長。

○駅周辺整備事業特別委員長(窪 和子)

駅周辺整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

去る平成28年8月29日月曜日午前10時より開催をさせていただきました。

案件は、お手元に配付をしておりますとおり、駅周辺整備事業計画の変更及び進捗状況について説明を受けました。

以上です。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。はい、副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、平成28年度予備費充用につきまして御報告させていただきます。全体で3件でございます。

まず、本年7月1日付で、本庁舎福祉課の空調設備の故障に伴う整備といたしまして、総務費、総務管理費、一般管理費の備品購入費に115万1,000円を充用させていただきました。

続きまして、7月4日付で、中学校プールろ過機の緊急修繕といたしまして、教育費、中学校費、学校管理費の需用費に75万6,000円を充用させていただき、そして、7月5日付で、活性化センター厨房内の空調設備の緊急修繕といたしまして、農林水産業費、農林業費、農林業振興費の需用費に73万5,000円を充用させていただきました。

以上3件、合計いたしまして264万2,000円を予備費から充用させていただきました。

なお、平成28年度当初予算額2,289万7,000円に対する執行率は21.1%となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について

(平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について)

報告を求めます。はい、福祉課長。

○福祉課長

報告第6号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、

次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月2日報告

平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして、

専決処分書

平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について  
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成28年7月29日

平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして、

平群町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について  
平群町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月平群町条例第35  
号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月29日

平群町長 岩 崎 万 勉

まためくっていただきまして、提案理由でございます。

この条例は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令  
第256号）の施行により、本条例における助成金支給制限の引用条項の整理  
を行うため、本条例の一部を改正するものである。

別とじでございます概要を用いて御説明をさせていただきます。

まず、要旨でございます。平群町ひとり親家庭等医療費助成条例で引用して  
いる児童扶養手当法施行令（平成28年政令第256号）の一部改正に伴い、  
平群町ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項の一部について改正を行う  
ものである。

内容でございます。ひとり親家庭等医療費助成の概要でございますが、平群  
町に在住で（住民票がある）ひとり親家庭の親及び子どもが病気やけがで健康  
保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）を助成する制度で  
ございます。

主な内容といたしまして、本条例第4条第1項、「助成金の支給制限」に定め  
られる所得額の規定が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定められる  
額から引用されており、その部分の表の記述の改正及び第2項の次に第3項か  
ら第5項が追加されたことから、本条例の適用部分について条文の整理を行う  
ものである。

なお、「助成金の支給制限」に定められる所得制限額は変更ございません。

児童扶養手当法施行令の一部改正が平成28年8月1日に施行されております。それに合わせまして、施行期日、平成28年8月1日より施行ということでございます。

またもとへ戻っていただきまして、3枚目でございます。附則でございます。この条例は、平成28年8月1日から施行するということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 議案第37号 平成28年度平群町一般会計補正予算（第2号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第37号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

19ページの保健衛生費、予防費についてであります。140万4,000円の計上をなされておりますが、今も説明が簡単にありましたが、B型肝炎ワクチンの予防接種が本年10月から定期接種化することに伴う予算措置であり、国内のこのB型肝炎ウイルスの感染者が最大で140万人と今推定をされております。感染すると慢性肝炎から肝硬変、肝がんへと症状が進行する可能性があります。主に感染経路は母子感染であるとした上で、乳幼児期のワクチン接種が感染防止に大変有効であるということから、私ども公明党はB型肝炎ワクチンを一日も早く定期接種化を実現すべきと主張して後押しをする中、今回実現の運びとなりました。

そこで、対象者であります。本年4月1日以降に出生したゼロ歳児であります。これが10月1日から定期接種化ということでもありますので、この間の方々にはどのような周知をされたかということもあるんですが、まず、具体的なこの対象者につきまして、人数等、また内容等、御説明をいただきたいと思っております。

それから、先ほど申しましたように、4月1日から約半年間の間、空白ありますので、どのようにこの定期接種化を皆さんに周知をされるのか、お尋ねしたいと思います。

そして、三つ目であります。今回計上されたこの140万4,000円、

これ、国の交付税措置となるのかなと思うんですが、この積算根拠について、この三つお尋ねをしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、議員お述べのようにですね、ことし10月から定期接種化になりました。それで、もともと28年4月1日以降のお生まれの生後2カ月以降の乳児が対象となります。それで、10月からスタートするんですけども、4月1日生まれ以降の赤ちゃんに対してですね、新生児訪問は必ずさせていただいておるんですけども、100%させていただいてます。その中で、この話につきましてですね、チラシを渡してですね、こういう制度がありますということで御通知をさせてもらって、周知の徹底をさせていただいております。これは100%させてもらっております。

また、対象者でございますけども、私がつかんでるデータはちょっと古いんですけども、まだ7月時点での数字しか持ってないんですけども、当時で24人ということを知ってたんですけども、過去3年の出生児の平均が約100名程度ということで、それと、今年度に関しては4月から翌年の1月末までということが対象になりますので、10カ月分のお子さんに対しての予算措置をさせてもらっております。

それから、この予算の算出でございますけども、7町医師会の統一単価ということで、1回当たり7,020円でございます。それで、延べ200人ということを経算させてもらっての予算措置でございます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ちょっと対象人数がですね、今24名と、こうおっしゃったと思うんですが、そんな数字ですかね。4月1日から明年2月28日までに生まれた方が対象者だと思うんですが、再度御確認をお願いしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません。4月1日から8月末までの数字でございますけども、35人の出生でございます。

○議長

窪君。

○10番

10月1日以降にも生まれられる方もいらっしゃいますよね。10月1日以降にも生まれられる方がいらっしゃいますが、大体で。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

さっきも言いましたけども、3年平均で100人程度見ております。それで、実際100人ですけども、2カ月分ですね、2月、3月分っていうのは次年度回しになりますので、予算としては延べ200回ということで計算をさせてもらってます。

○議長

窪君。

○10番

再確認。対象者約100人というふうに受けとめさせていただいてよろしいですか。

○健康保険課長

はい。

○10番

それから、しっかりと周知をされると、新生児の訪問で、4月1日に生まれられて2カ月後ということですからね、6月から本来ならば受けれるものがありますけれども、周知をされたということは評価したいと思いますが、大変高額であったものでありますので、定期接種化、国が決めましてこのような運びとなりましたので、丁寧な周知のほうをよろしく願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。山口君。

○7番

マイナンバー、何カ所かということで、当初予算でも当然上がってて、今回補正でもと。マイナンバーについては、もう二、三年前から、準備段階からいろいろお金かかっていると思うんですけどね、これまで一体幾らかかって、今回補正まで結構ですから、どれだけかかってですね、それから、財源としてはどうだったのか。

今のマイナンバーのですね、新聞報道によると、申し込んでカードをつくろうとしてもなかなか来ないと、いろいろトラブルになってるという報道がよくされてますが、平群町の実態はどうなってるのか、その辺はどうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、山口議員のお尋ね、財源的な部分については私のほうから御答弁申し上げます。

経年で、もう複数年に、ここ数年にわたってマイナンバー制度というのは実施をされておるわけで、ちょっとトータルでどれだけの費用がという、過去も今までさかのぼっての費用というのは今ちょっと持っておりませんのですが、今年度、28年度ベースで申し上げましたら、当初予算の中で、特別会計も含みまして778万9,000円、800万弱の予算措置をいたしております。今回の補正でございますが、増減含めてそれぞれございますが、一般会計、特別会計含めて388万4,000円の増額というふうになってございます。単純に足しましたら、約1,100万程度の、今年度につきましては、最終的には費用になるのかなど。これもまだ今年度、今回補正分につきましてはまだ発注してございませんので、契約に至っておりませんので、まだ若干数字は変わるかなと思っておりますが、大体それぐらいの予算措置になるのかなということでございます。

財源措置でございますが、基本的には、システム改修費については国庫補助が当たるということでございます。予算編成の段階では、それぞれ省庁の管轄によりまして、若干補助率が変わるものもございまして、3分の2補助程度ということで財源としては見込んでおります。

今回の補正でございますが、一般会計分で全て足しましたら206万9,000円の増額となっております。この分につきましては、今申し上げましたように、ちょっと財源の措置というのがまだ不明瞭なところもございまして、とりあえず執行予算ということで、一般会計一財で手当てをさせていただきまして、補助額が確定した段階で補正をするのか、また、そんなに、さほど大きくない金額でございますし、確定の時期にもよりますので、決算で埋め合わせをさせていただくか、そこはちょっと財政上検討させていただきたいというふうに考えて考えております。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事（北樋口政弘）

失礼します。山口議員さんに御質問にお答えいたします。

現在、平群町のマイナンバー、平成28年の8月31日現在におきまして、カード申請をされておられる方が1,846名でございまして、平群町のほうに戻ってきておる、発行して、できて返ってきてる数が1,798通、そして、平群町の場合、現在、交付済み合計、交付をとりに来ていただいている方が1,518名いらっしゃいます。発行率といたしましては、現在84.4%という形になっております。当初、大変J-LIS、国及び機関のほうでいろいろ不都合ですね、ふぐあいがございまして御迷惑かけましたが、今現在、国的なシステムを含めまして、約1カ月前後で、申し込みいただいたらできて、こちらへ返ってきて発行という形になっております。戻ってきましたら、随時ながきを御本人さんに御通達いたしまして、約3カ月程度の期間、猶予はございますが、その3カ月が切れましても基本的にはお受けするという形で対応させていただいております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

最初に言った全体的なこの間かかった経費等についてはですね、来週、決算委員会もありますから、ちょっと資料として出していただけますか。

それから、今、住民生活課のほうの説明でいうと、平群町ではあんまり、じゃあ、新聞に書いてあるように、申請したけど全然来ないというようなことは余りないわけですね、今の数字だけ見ればね。それはわかりました。

それからですね、後からお金が出るから決算ぐらいでないかと確定しないってことなんですけど、それもけったいな話やなというふうに思うんですけども、3分の2で、ただ、戸籍との関係のところなんかは100%補助っていうのも言ってたから、その辺ではいろいろ、担当課というか、業務によって違いがあるということなんですけど、非常にややこしいなというふうに、それはそれで結構です。

それとあと、ため池のしゅんせつ工事の拠出金で、これ、地元負担が半分っていうことなんですけどね、場所がどこかというのと、こういう事業っていうのはこれまで、平群町はもう大分減って、少なくなってるんかもわかんないですけど、相当ため池はありますよね。一方で、農業が、特に米をつくるのが減ってきて、ため池が不要とまでは言いませんが、余り活用されてないという実態もある。しゅんせつというのは、当然砂とか、たまったのを取り除くということなんですけども、こういう事業っていうのはこれまでもありましたか。

ほんで、平群町の場合、今後、ほかにもいろいろあって、計画的にやろうとしてるのかどうか、その辺の実態も含めて説明いただけますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

山口議員の御質問にお答えします。

場所なんですけども、2カ所、1カ所は福貴畑の第4水路のしゅんせつでございます。約750メートル、農業用水路です。もう一つが横原の牛ヶ塚池のちょうど菊美台の隣接しているところのため池でございます。

これまでにあったかどうかということなんですけども、過去にあったっていう話もあったんですけども、事業は実際やっていないです。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

過去にやってないって、これ、じゃあ、今までは、大体ため池はそれぞれの自治会というか、旧大字の水利組合の関係で当然管理もされてるということで、そこでやってて、これ、補助がつくようになったということですか。当然1,249万8,000円の債務負担してて、今年度62万6,000円の予算ですから、全然金合わないわけですよ。そこもちょっと説明してもらわないと、数的に何なのと、えらい金額少ないなというふうに思うんですけどね。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

事業の内容なんですけども、事業費としましては2カ所で約1,000万円、これを平成28年度から32年度まで5年間で事業費の約40%、400万を負担するという形になってます。最後に5年目の事業費のときに、その60%の補助を受けるっていう形になってます。ほんで、それで40%負担なんですけども、そのうちの20%分を地元からいただくっていうようになってます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

国が60%出してくれるわけですか。残りの40%を町と地元で負担すると。今、初めの4年間でどうのこうなので、最後の年がというふうな、最終的に、工

事、まだこれから、まだしないわけでしょう。5年間工事するわけじゃないんでしょう、別にしゅんせつに5年かかるとも思わないし。いや、だからそこをちゃんと言ってもらった上で財源がどうなのか。何で、じゃあ、債務負担してるわけでしょう。使わないのに債務負担するってどういうことなのか、そこもちょっと理解できないんだけど。だから、この事業そのものが一体どういうものかっていうのを、全体像をわかるように説明してもらえますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

拠出金につきましては、28年度から32年度まで、約4割で400万円なんですけども、最終年度に若干100万円を多く負担するってことはあるんですけども、事業の実施につきましては、5年目の平成32年度に執行する予定です。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

だから、今年度から62万6,000円、これ、補正で予算措置したわけでしょう。ということは、この事業が国から補助がおりることが決まったから予算措置したわけじゃないですか、多分。でしょう。そうでなかったら、当初予算で出してるはずだもん。だから、そこを言ってるわけ。だから、これも本当なら、こういう資料を出さなあかんわけですよ。ことし1年違うねん。5年間でしょう、32年まで。5年先の話ですよ、工事は。それを今から金積み立てるって話じゃないですか、これ、今の話だったら。そこの説明ちゃんとしないと。

じゃあ、これ、ペーパーで出してください。当然事業計画があって、国から補助金出るようになってるわけだから、こういうのを見ないとわからんでしょう。これだけ見たって、ため池、62万6,000円って、じゃあ、2カ所しゅんせつするんですかってなるじゃないですか。でも、最初の説明で、土地何とか事業で、農水の関係の事業やと思うけども、そこで債務保証もしてますということやからね。だから、補助金が最後の年に出てくるのは、それはそれで構へんけども、全体で、じゃあ、幾らかかんのかわかってるんでしょう、当然。だから、62万6,000円って出てきてるわけやから。じゃあ、最終総額幾らの予算で組んでるんですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

予算なんですけども、5年間で歳出が1,312万3,000円、歳入で1,106万1,500円。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

いや、だから、債務保証の金額そのままでしょう。だから、全額債務保証してるわけでしょう。1,106万円が、要するに国と地元負担というわけやね。残りの206万が町の一般財源から出るということですね。だから、それをやね、普通なら、国の補助率が幾らで、どうなっててっていうのをちゃんと説明してもらわないと。

ほんで、今後こういう事業っていうのはいっぱい出てくるんですか。ため池、ここだけじゃないでしょう、2カ所だけじゃ。その辺はどうなんですか。ほんで、これは、今までなかったっておっしゃったけど、何で今回、突然国のほうで補助金出ることが決まったんですか。その辺も含めて説明してください。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今回の事業につきましては、去年に地元のほうから要望がありまして、申請をしていたところ、今年度に入ってから事業採択を受けたっていう状態になっています。

今後なんですけども、過去にもあった話も聞いてるんですけども、また要望があれば申請のほうしていきたいと思ってます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

ということは、要望があれば、国の採択が受けられれば、もちろん町としては負担も要るけどもやっていくということですね。じゃあ、それはそれで、今どれぐらいあるのか、ため池調査も以前、二、三年前されたと思うんですけど、その中で当然必要な分っていうのは、地元から上がってこなくっても町のほうでつかんでるんであれば、台風被害等で水害との関連もあるでしょうから、積極的にやるべきだというふうに思うんですが、その辺は今後また、町としても

そういう方向でやっていただきたいというふうに思います。

この件はこれでいいですけども、あとですね、中央公園のテニスコートの張りかえ 220 万、お金が足りないからということなんですけども、もともと、なぜそういう経過になったのか。当初予算ちょっと見てないのでわかんないんですけども、組んでた金額より 220 万、芝の張りかえって一体どれぐらいかかるものなのかよくわかりませんから、何とも言えませんが、総額で幾らになるのか、そこも含めて経過、それから全体で幾らになるのか説明してください。

○議 長

26 ページでいいんですね。

○7 番

教育委員会。

○議 長

はい。それと、先ほどの資料は出してもらって、後でいいですか。先ほどの件、資料で出してくれということをおっしゃってました。

○7 番

もういいです。

○議 長

いいですか。

○7 番

要りません。いや、決算に関係ないから、いいです。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

テニスコートの工事請負費、保健体育総務費の工事請負費で中央公園のテニスコートの 2 面分なんですけども、これにつきましては、ことしの 4 月補正でテニスコート 700 万ということの予測をして認定をいただきました。

ところが、なぜかということなんですけども、はっきり申し上げましたら、見込みが誤っておったということになるんですけども、なぜ誤ってたのかということにつきましては、昨年、27 年度に、御承知のとおり、総合スポーツセンター 4 面、北公園 2 面のテニスコートの張りかえをしました。それを基本ベースに、実行ベースを誤って予算額に上げておったんですけども、実際に根拠立てて設計を改めてすると、当初 700 万ぐらいでいけるっていうふうに思っておったんですけども、入札にかける場合、220 万ですんで 920 万程度かかってくるということになりましたので、今回補正させてもらっております。

額につきましてはそういうことで、経過につきましても今申しあげましたような経過でございます。非常に見込み違いということで御迷惑かけましたけども、今回追加補正で早急に実施したいというふうに思ってます。

○議長

山口君。

○7番

それはそれで。当初予算ちゃうんやな。補正やねんな、4月のね。

17ページのこども園の賃金が630万2,000円。これも以前から言ってますけども、平群町だけじゃないのかもわかんないけども、こども園とか保育園とか幼稚園ですね、正規の職員としての保育士さんとかより臨時職員での保育士さんが相当ふえてると。以前、平群町でも半分半分ぐらいになってたということですね。これ見ると、当然途中ですから、多分若い人が多いから、産休とか育休とかあって、その代替というか、かわりに来てもらってるということもあるのかもわかんないですけども、臨時職員ばかりふえてるのちゃうのと思うんですよ。そんなんでほんまにええのかと。保育に関する事件っていうのはもう全国的にいろいろ起こってて、平群町ではもちろんそんなことはないんですけども、ただ、こども園に変わって相当忙しい、保育士さんの仕事が非常にふえて忙しいと。それから、忙し過ぎてやめる方も何人かいらっしゃる、こういう話も聞くわけです。そんな中で、要するに人を手当てしないとだめだから臨時職員でという、保育士免許を持ってる臨時職員の方をとということになってるのかもわかんない。この辺、どう見てんのかな。僕が今言った理由でええのかどうかも含めて、それも含めて答弁してください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

こども園の保育教諭の実態につきましては、今議員がお述べになったようなことでまず間違いないと思います。むしろ臨時職員のほうが若干多いっていうような実態もあります。これについては、保育教諭の優秀なっていうか、当然質の高い保育教諭を1人でも多くっていうことで、人事当局とも正職員の雇用について、未来を見通した中で協議はしてるんですけども、現状としては申しあげましたようなとおりであります。

今回の補正につきましては、それとは別個に、特に時間外保育パートにつきましては、これはもうどうしても臨時職員で対応するということになるっていうふうに考えてますんで、これは早朝保育の利用者がことしになって非常にふえたということで、現在、乳児で24名、幼児で36名、60名っていうお子

さんをお預かりして、2人で見てもらってたんですけども、到底、先ほども議員おっしゃいましたように、やっぱり安全面含めて補強しなければならないということで、1名増というふうな内容です。

それから、基本的には、国のいわゆる配置基準より厚い配置基準で平群町のこども園については対応させてもらってます。したがって、国の基準でいいます配置基準でいいますと、正職員の割合は高いっていうか、半数以上が臨時職員っていうふうなことではありませんけども、その分、加配等、それから配置基準等考えまして、臨時職員が多いっていうふうな実態もあると思います。

今回の補正につきましては、そんな中で、当初見込んでなかった特殊支援を要するお子さんがふえたっていうことで、それに対する加配が必要になってくるというふうなことで、その部分が主な理由で賃金の補正をお願い申し上げましたところですよ。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

できるだけ正職員にさせていただいてですね、そのほうが、臨時職員の保育士さんも優秀な方たくさんいらっしゃるって、以前も申し上げましたけど、平群町では正職員になれないんで、近隣の斑鳩とかですね、その他のところで正職員として、逆に平群から流出するというようなこともあったと聞いてますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に歳入のほうの地方交付税です。昨年は非常にたくさんの交付税をいただいて、幾らでしたかね、特別交付税も入れれば25億2,826万8,000円あったんですよ。今年度は、当初予算で普通交付税については18億4,000万、ほんで、臨財債については2億7,000万ということで、普通交付税で7,300万ほど、昨年に比べて、決算に比べて、交付税でも5,000万以上、相当減らしてっていうか、当初予算ベースでいうと、相当前年度に比べてですね、1億7,000万から8,000万減らして予算が組まれて、ただ、今回の確定では、昨年の決算まではいきませんが、予算よりも普通交付税で3,800万ふえた。ただ、臨財債では1,100万、1,000万ちょっと減ってますから、その差で、ふえたのは二千幾らとなると思うんですが、この昨年の確定数字との違い、これは一体何によるものなのか、その辺どうでしょうね。去年とことし、そんなに計算式で変わることはないと思うんですけども、その辺の説明だけ一つしといてもらえますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの山口議員の御質問でございます。

今回補正で上げさせていただきましたのは、普通交付税と臨財債ということでございます。普通交付税に特化して御説明申し上げましたら、また決算のときに数字出てくるかなと思いますが、普通交付税の27年度の決算額といたしまして19億1,292万9,000円。今年度、今回の補正でほぼ確定になるかなということで財政のほうは考えておりますが、今回の補正後の数字ということで18億7,833万2,000円。単純に普通交付税だけの比較でございますが、27と28の比較ということで3,459万7,000円、約3,400万円程度の減額となっております。

その要因ということでございますが、今議員お述べのように、交付税というのは財政需要額と収入額の差ということでございます。収入額、それ自身につきましてはさほど去年と比較する中でも遜色ございませんのですが、財政収入額のほうで、今年度の数字の総括ということで、若干ふえておるといのが、収入額がふえたという状況でございます。その辺のなぜふえたのかという部分でございますが、消費税の交付金がふえるであろう、ふえるということ、また、税収やさまざまな交付金等が増収になったということで、今回減額になった要因といたしましては、基準財政収入額が昨年よりも試算上はふえたということでの減額ということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

まだ、もちろんことしの決算出るわけじゃないからわからへんけど、国としては、じゃあ、ふえるということで減らしてるということですか。消費税でいえば、去年のほうは、その前の1億4,000万から2億7,000万に、5%から8%になってあんまり26年度ふえなかったのに、27年度は1.7倍、1.8倍になってるわけでしょう。そこの整合性も遅れて出てくるからということもあるんかもわからんけど、去年は交付税、また2回目もありましたよね。今回、普通は1回で確定で終わりなんですけど、去年はなぜか後から追加があった。だから、その辺も見ないとわかんないでしょうけども、そこはね、やっぱり平群町の場合、地方交付税、去年でいうたら総額で25億ですよ。やっぱりそこでも、平群町の町税収入よりずっと多いわけですから、それがいつか17億まで下がってですね、そら、財政大変になりますわね。それが今25億超えてるんだもん、8億もふえてる。だから、そこを見ていかないと、町

長、挨拶でいろいろ言われてましたけど、いいことばかり言われてましたけど、そこはきちっと精査しないとね。それと、平群町、借金ふえてますから、この前も言いましたけど、そこも見ないといけないと思うんで、ただ、交付税については今の理由で大体わかりましたが、収入がふえるという、そこはちょっとね、何がふえるのか、ふえる予定でこれが減ったのか、今でなくて結構ですから、数字、シミュレーション、どっちみち毎年出すでしょうからね、ちょっと出しといてもらえますか。またその資料はください。それはそれで結構です。

それからですね、資料を出していただいた道路工事、新設工事、これ、何のためにするんですか。あそこ、農道ですよ。僕もそら、近いからしょっちゅうあの道は、あの横の都市計画道路は走りますけど、農道でそんなに車があの道入っていく、僕もたまに梨本や西向のほうへ行くのに通ることはありますが、すれ違ったこともないし、別段農道として十分機能を果たしてると思うんですが、何のために拡幅するんですか。それも1,390万使って、借金1億2,500万して。その説明していただけますか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

道路新設改良費に係る補正です。こちらのほうは、以前農道ということですが、現在は町道認定して、町道という取り扱いになっております。今回につきましては、平群駅周辺整備事業に係る建築物の移転代替用地として、建築可能とするための3メートル道路を6メートル道路にするという拡幅工事となっております。

○議 長

山口君。

○7 番

駅周の移転で、今、地図も入れてもらってるし、計画平面図も入ってますが、じゃあ、ゲートボール場、テニスコート跡地、その北にも土地が一つある。これのどこが代替地になるんですか。

○議 長

岡田理事。

○理 事

それでは、駅周辺整備事業関連の代替地ということで、私のほうから御説明をさせていただきます。

これにつきましては、梨本テニスコート跡地3筆……。

「ごめん、岡田君、もうちょっとゆっくりはつきりしゃべってくれるか。

自分の声こもるから、聞き取りにくい」の声あり

○理 事

はい、わかりました。すみません。

これはですね、テニスコート跡地3筆ございます。合わせて1,600平米を代替地として提供いたします。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

場所を聞いているねん。テニスコート跡地、ほんで、いやだから、ゲートボール場とかあるやん。ふれあい交流センターはもちろん、もう今使ってるからあれやけど、テニスコート跡地、ゲートボール場も今使ってるよね。その北側にも土地あるやんか。これのどこって聞いている。1,600はわかったけど。

○議 長

岡田理事。

○理 事

テニスコート跡地、それと北側の雑種地、合わせて1,600平米を提供するということでございます。ゲートボール場については民地でございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

山口君。

○7 番

これ、この間いろいろ議論になってる、駅周の問題はこの前も事業計画の変更で説明ありましたけども、1,600平米、当然吉新の、要するに駅周の事業地内にある土地、人がこっちへ来るということなんです。何でそれ、こっちへ来るために道を広げなあかんのですか。道を広げる理由って、だって、ここ、宅地として十分普通に建つんじゃないんですか。なぜ道広げんとあかんのですか、交換するために。何で町が道を広げるんですか。その部分、道を広げる部分の、要するに経費も含めて等価交換するんですか。その辺どうなんですか。

○議 長

岡田理事。

○理 事

それでは、お答えをさせていただきます。なぜ道路をつけるのかということでございます。

御承知のように、あこは町道でございます、法2条2項道路でございます。建築物もしくは土地利用をする場合、中心線からまずは2メートルのセットバックをして土地利用するというのがあこの道路の位置づけになってございます。それがまず1点目でございます。

2点目は、御承知のように、あこの公共施設がございます。ふれあい交流センターの横というのが6メートルで有効幅員とってございます。テニスコートを買収をするとき、将来道路拡幅がある場合は6メートルの拡幅でお願いしますという地元要望もございました。今回、代替地を提供するに当たっては、最低限度4メートルの接道要件をつくらなければなりません。そういうことを兼ね合わせまして地元の地権者の協力も得られたということで、きょうびの時代ですから、やっぱり4メートルより6メートル、土地を利用する場合は6メートルということで、入り口が6メートルでございますので6メートルで拡幅をするという結論に至りました。

あとは、6メートルで拡幅後、予算にありますように不動産鑑定をとりまして、土地の交換を行うということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

最後聞き取れへんかったんやけど、もともとの約束って、もともどこを何に使う気やったんかっていうのは全然決まっていなかったじゃないですか。いつとき幼稚園持ってくという話もあったし、だから、買うたときの約束って、もうこれ、要するにテニスコート跡地っていうのは町の土地になってるわけでしょう。その部分について、何ていうの、前売った人との約束で広げるんだ、売った人ここにもう土地ないのに、広げてもらって何のメリットがあるのかようわからんけども。

それと一方でね、駅周の保留地ふえてるんでしょう。もともとの予定が7,000平米、それが、町長の強い意向で、駅前に1万平米の土地を確保すると。でも、もともとの計画で7,000の保留地について、今の地価とは別にですね、事業を行うに当たって決められた平均地価が1平米10万7,000円、その金額でやるということになれば、そこの話はまたちょっとややこしくなるからあれやけど、じゃあ、この1,600平米、当然道広げたらここの評価上がりまますよね。今の時点の評価と、工事してからの評価は当然変わりますね。

ただ、1,600が、道の分が減るんかどうか、ちょっとわかんないけども。それと等価交換ということになるわけですか。ということは、道路ができた時点での地価と、今ある吉新のほう、駅周のほうはさっき言ったように10万7,000円って決まっていますから、その値段で等価交換するんですか。そうになると、ちょっとおかしな話になってきませんか。いや、もしそうならよ。なぜなら、平群町住民の財産であるこの町有地の値段と吉新の、普通なら25万ぐらい、もう今どれぐらいか知りませんが、今の時価でいえば1平米10万7,000円にならない10万7,000円と交換するということになればね、これって不平等じゃないのってなりませんか。いや、そこらも僕はちょっと、ここはややこしい話だけど、疑問に思うんですよ。

何のためにこれ、ここしかないの。1,600平米も要するような、1軒じゃないよね、何軒もあるわけやね。要するに駅周の事業内で移転を望んでる人がここへ何軒か来るわけですか。いや、そこらも全然わからへんよ。何でこの前の駅周のときに説明してくれへんかな。あのときに言っとつたらもっと議論できたんじゃないんですか。突然補正で出てきて、こういう説明入れて、駅周との絡みで説明しないと、第一、移転、今すぐ必要なん。今すぐ必要なのかどうかだってわかんないでしょう。そうちゃうの。

ほんで、これはもう同意して、等価交換するっていうことになってるんですか。どういう方法でここを、町有地を交換材料にするわけですか。その辺ももうちょっと説明してもらわないと、私はこれについては納得できない。その辺どうでしょうか。

○議長

岡田理事。

○理事

それでは随時、何点かお答えをさせていただきます。

まず1点目の等価交換の問題です。等価交換の問題は、6メートル道路が建設された後、テニスコートがある土地、代替地に出す面積約1,600平米を不動産鑑定をとりまして、価格を定めてまいります。これが一つ目です。

二つ目は、区域内は、おっしゃったように区域内の土地評価がございます。土地評価とそのテニスコートを交換します。ということは、区域内に同じ財産の土地が新しくできるということで、何ら不平等は発生しないというふうに考えております。

三つ目は、今しなければならぬのかという問題でございます。これにつきましても、駅前も最終、今年度と来年度と、残り2年になってまいりました。遅くとも今年度末ぐらいまでには全ての換地を終えなければ事業の終息は迎え

られない、そういうことから、換地を、移転を予定している家屋の皆さんには、できるだけ早い時期に御理解をいただけるように訪問をし、協議を重ねているところでございます。今おっしゃってる土地については、区域内の1軒の方の代替用地で予定をしております。これは、事業が始まってから何回となく代替地を提供し、協議を行い、やっと10年の年月を経て、昨年8月に合意をいただきました。

もう一つ言えば、山口議員なんかはよく御存じやと思うんですけども、保留地が7,000平米、3,000平米とか1万平米とか、議論あるんですけども、区画整理が計画された平成4年から8年の当時は、あこの幼稚園の街区については800席の文化ホールを持ってこうという協議もございました。これも明らかな事実でございます。時が過ぎ、事業認可前は、御承知のように、あの1万平米に保留地や売りたい方の土地、あるいはそのほかの用地を換地をして、マンションの建設に向けた協議も重ねてまいりました。これもまた事実でございます。ただ、マンションもだんだんだんだんだんだん郊外から都心へと移り変わり、マンション業界やディベロッパーの意向が変わってきたという経過の中で、あの土地をどうするかということから、今回、文化センターの候補地としてまいりました。

ただ、文化センターの候補地に至るまでは、PT会議を行い、内部協議を行い、今回候補地として条件整備を整える、そのために、あこの区域の方については、事業計画当時から、全ての方々には地区内、あるいは地区外の移転の話で全てを協議してございます。そういうことから、事業の終息を迎えるに当たっては、今、この時期に移転をしていただかないと、事業的にも町的にも大変厳しいという状況から、今回、この梨本のテニスコートの未利用地を代替地と提供し、条件整備を整えるものです。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

あのね、代替地の問題、例えばAさんという事業地域内に住んでる人が若葉台やうちの福貴団地や、そういうところに出られる、その場合、自分の持ってる土地は平米10万7,000円で買ってもらいます。それは誰が買うんですか。組合でしょう。ほんで、その金も含めて、自分の土地をよそで確保します。これは普通ですわね。これは何も問題ない。ただ、保留地の場合は、最後残ったやつは10万7,000円で売れる保証なんてないじゃないんですか。だから町が債務保証してるんでしょう。そのときの時価じゃないですか、最後、保留

地は。それが1万坪になったら、10万7,000円では絶対売れないんだから、その分赤字出るわけですよ。それが6万、7万で売れなかったら、三十何%の赤字が出るわけですよ。

ほんで、今度の場合、平群町の土地、単価、値段わかるとします。これ、住民の財産。等価交換した場合、おかしいこと起こりますよ。本来、その人の土地は組合が買わなあかん。組合が10万7,000円買ってね、組合が平群町の土地を買わなあかん。そういうことでしょうか。そういうふうにするんですか。別に町の土地を、だから、組合が買い上げるんでしょう。そうでないとおかしいじゃないですか。だって、組合の事業やんか。ほんで、道路つけんのも、組合から出さなあかんじゃないですか、それやったら。組合の事業でしょう。平群町の事業じゃないですよ。組合のほうでやってもらってくださいよ、これ。それで事業総額がふえようが、本来、筋はそういうもんじゃないんですか。そこ、おかしくないですか。そのために道路を広げるって言うんなら。

○議長

岡田理事。

○理事

それでは、1点お答えをします。

山口議員、一つ誤解をされているように思います。あこの代替地については、町有地と交換をいたします。だから、区域内に町有地が存在するということになります。だから、保留地がふえるというものではございません。

○議長

山口君。

○7番

それやったら初めから、今の時価よりも何割か高い土地を平群町が買いにいったということになるじゃないですか。要するに、文化センター用地としてそこをかうということでしょうか。これ、高く買うんじゃないですか。本来、事業全部終わって、保留地を平群町が買い上げる場合は、当然民間と同じように時価で買い上げるんですよ。そうでないとおかしいでしょう。もともとそういう計画なんだから。それでもし組合に赤字が出たら、限度額決めて債務保証するんでしょう。いや、そういうルールにのっとってやらないと、じゃあ、始めっから保留地になるかどうかわからんけど、ここは町が買います、おかしいじゃないですか。それやったら、幼稚園の土地のどこ、もともと町の土地やったやないですか、あれ。今も持ってるんでしょう。いや、だから、もともとあったのは仕方ないとしても、地域外の土地と、何で高いほうのやつと等価交換すんのか理解できない。それやったら、保留地になってから、かえたらいいじゃ

ないですか。何でそんな高いままでやるんですか。

いや、ある意味ね、事業の成功のためにいろいろやらかなあかんということもわからんことはないんです。しかし、住民に説明できるようにしてもらわないと、駅周の事業のために、当然事業は成功してもらわなあかん、それはもう当然です。しかし、住民感情からいってですよ、何でそんな高く土地買うのって絶対なりますって。ここはもう何ぼ議論したってわかんないと思いますよ。僕はこれ、今回の補正からこの部分は一旦外して、きちんと町として、私は住民が納得できるような説明をすべきだと思いますが、その点どうですか、町長。

○議 長

岡田理事。

○理 事

それでは、高い高いというふうにおっしゃるわけですが、価値で交換をします。だから、当然区域外の土地と駅前の土地では格差が出てまいります。格差が出た分について、梨本テニスコートの価値分を町が駅前の土地で確保するという事です。価格差、価値の差については、当然面積の差もございしますので、それにつきましては価値の差、あるいは土地の差につきましては、最終鑑定が出ましたら、地権者の方と御協議をし、進めてまいるというのが状況でございします。安い土地を高く買うんじゃないし、事業の中でできた土地というのはそれなりの価値があるというふうになっています。その価値を得るということですので、決して安い土地を高く買ったというものではございしません。鑑定や区画整理事業の評価の中で適正に公正に公平にされた価格を得るということですので、その価値を得るということとございしますんで、山口議員のおっしゃってる安い土地を高く買うんじゃないですし、明らかに高いものを高く買うんではございしません。施工後の価格から定められた額、法的にも問題ない価格が定められてきますので、それにのっとって町はそれだけの価値を買うということですので、安い土地を高く買うというものではございしません。梨本地域の土地と駅前の土地というのは当然価格差ができます。そのいい土地を、この機会に文化センターの候補地としてその土地を得るということとございします。それがまず1点目。

ただ、保留地につきましては、組合が換地しますんで、組合から購入をいたします。そういうことから、今回は民地を町が買収を、交換をするということとございしますんで、その代替地の提供に当たっては、町がその接道条件や条件整備を整えるっていうのは、当然その土地の代替地を出す町の責任として条件整備を整えるっていうのは、これは町の責任ではないかというふうと考えてます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

文化センター用地のために買うって言ったね。もう、そしたら、文化センター、あそこに建てること決まってるんですか。いつ決めたん、それ。どこで決めたん。町長がやりたいという話は聞いてますけども、文化センターを駅前で建てるっていうのはどこで決まったんですか。ましてや、6月議会の議論で、地震あったときには大変だからっておっしゃった。じゃあ、庁舎が先でしょうっていう話、僕もしました。文化センターばかり先行ってるじゃないですか。何であそこで、今の駅周の中で文化センター建てるってどこで決まったんですか。町長がやりたいという話だけでしょう。何も決まってないじゃないですか。第一、去年12月議会の後に流用した470万、これで計画立てるやつ、出てきたんですか。文化センターの、これまでもむちゃくちゃ概算で27億2,500万出てましたけど、実際幾らになるかなんて、議会に説明せずに流用して、ほんで、今年度に流れた470万で計画立てるんでしょう。その結果出てくんの、12月以降や言ってたやないですか。それも見ないで、もう決めてるんですか。何のための470万で、何をしてるんですか。じゃあ、もうそれ、出てきてるんですよ、それやったら、そこまで言うんやったら。もう今、理事が言ったのは文化センター建てる、文化センターのためやって言ったじゃないですか、その土地買うの。どういうことですか、それ。

そんなことで、ほんのちょっと、要するに道つくるためにこっち文化センター建てる、じゃあ、これ、議会でオーケーしてもうたから、もう文化センターも全部オーケーなんです。こども園のときも、どこに建てるかでいろいろもめてたのに、もうここしかないって言うて、初め6,000平米言うたのが4,700に減っても押し切った、もう既に土地買ったから仕方がないとか、もう決まってるとか何とか、時間がないとか、そんなことばかりじゃないですか。そういうふうに、何かこう周辺ばかり埋めていって、もうそれが事実かのようにつくっていったるっていうのが町長のやり方ですか。ちょっとおかしいんじゃないですか。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

どこで決まったかということでございますが、手続上は議会の御同意がなければ進まないわけでございます。ただ、町としての考えをはっきり持たなければ、何でも物事は進まないということでございます。470万の話も出ましたんで、申し上げますけども、昨年10月の全員協議会でしたか、あのときの

議論の中でも、今たまたま、むちゃくちゃというふうにおっしゃいましたけども、そういう議会から見てむちゃくちゃな説明になったということもございまして、やはりしっかりした町の根拠を持って説明すべきと、我々の側の資料として、皆様方の御質問にきちっとお答えできる資料を持ってないと、持ってないまま説明したんじゃないかというような御指摘もございまして、やはり町としての考えをしっかりと持った上で説明すべきだということで、急遽基本計画を策定すべく予算を流用させていただいたということでございますので、その基本計画ができましたら、しっかり議会の皆さんに説明させていただきます。

それからですね、先ほどから理事が申していますように、町有地を駅前確保していくということでございます。それはもう理事が申しましたように、誰から見ましても公平で公正な等価交換をしてみたいと思っています。

駅前文化センター決まったんかということでございますが、先ほどから申していますように、町の姿勢としては決まっておりますけども、手続的には議会の御承認をいただければ、御理解いただかなければならない、住民の皆さんの御理解もいただかなければならないということからして、そういう意味では決まってないわけでございます。

ただ、文化センターがええんか、マンションがええんか、何がええんか、庁舎がええんかという議論はこれからまた議会でなされると思いますけども、あの一角についてはですね、平群町の中心市街地である駅前の一等地を、これから町の財産として有効に、それこそ平群町の将来の浮沈をかけて、あの一角を活用しなければならないということには変わりないわけでございます。極端に言いましたら、私がひっくり返って、新たな町長さんが来られて、ひょっとしたらですね、これからの議論によっては庁舎になるかもしれん、マンションになるかもしれん、それはわかりませんが、平群町にとって、まちづくりとしてあの一角を確保していくということは、これは、文化センター、もし疑問に思われる議員さんも、そのことについては賛成いただけるんじゃないかと思っています。そういう意味でもですね、ここの土地は確保していきたい。私自身は、何としても文化センター・図書館を建設していきたいという意思には全く変わりはないと思っております。最終的にどうなるかは、それは二元代表制でございますので、しっかりこれから議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。どうぞその点、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長

山口君。

○7番

470万の話、蒸し返したくないですけどもね、それだったら1月にでも説明したらよかったじゃないですか。結局3月の議会で、予算を28年度に流したことから発覚したんですよ。それまで何にも説明してないじゃないですか、議会には。だから、そういう勝手な話をね、10月、12月で、そら、当然議員のほうとしてもですね、やるんやったらちゃんとしたもの必要やと。だから、470万があかんって言ってるわけじゃない。議会に全く報告せずに予算流用で流れたからわかった、そこがおかしいでしょうっていう話をしたんです。私は、470万の基本設計するのはあかんなんて1回もこれまでも言ってますし、やり方がおかしいんじゃないですかって言ってる。

だから、今回も一緒なんです。やり方がおかしいんです。それが出てからでも遅くないじゃないですか。もう時間がないって理事言ってるけどもね、駅周はもちろん30年度まででしょうけども、それを町が今すぐ買わなくっても、保留地で置いてたっていいじゃないですか、別に。何も今買わなくたって。ただ、時期的なもんは、そら、行政のほうの都合もあるんでしょうけども、どっちにしてもね、今回のこのやり方は、私は納得できない。もうこれを、今町長は、これを何も議決したからって文化センターとは限らへんって、こうおっしゃてるけど、でも、文化センター用地として買うんじゃないですか。

ほんで、土地の値段も公平や言うけども、本来なら組合が町の土地を買収して、その土地を手に入れる、代替地を確保するのが本来の筋じゃないんですか。町が直接その土地を買いに行く、一旦組合が買ったやつを、最終的に保留地になればですね、町が事業の最後の清算の中でやればええ話じゃないんですか。私はそう思いますけどもね。だから、そういう意味からいえば、この分については、今回提案されてるのは、私は拙速だと思うし、住民に理解得られないというふうに思いますよ。

○議 長

岡田理事。

○理 事

2点ほど答弁をさせていただきたいというふうに思います。

山口議員のおっしゃってる事業計画上の組合が土地を買うというのは、組合は土地は買いません、基本的には、法律的には。換地でお返しをするというのが法律上です。組合が土地を買って売るということはいたしません。土地は減歩でとって、新しく換地をするというふうになっています。そういうことから、今おっしゃったポイントとは、若干ニュアンスがちやうように思います。

それから、もう1点ですけども、もう事業も目の前に迫ってまいりました。そのまま換地をしてしまっただけで事業を終息をするということになってしまいま

す。ほな、あこに1万平米、約9,889あるんですけども、その中に個人の宅地が残ってしまうということになってまいります。そうしますと、事業にも影響いたしますし、もう目の前に来た事業が進めなくなるということがございますんで、この機会に、地権者の御理解をいただけたこの機にするというのが最もベターな方法ではないかというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

組合がもちろん、組合はお金を払ってそこを立ち退いてもらったら、立ち退いた本人がどこで土地を得ようとええということで、そういうことなんでしょうけども、そういう方法をとればええと私は思いますが、じゃあ、要するに、今、町が予定してるこのテニスコート跡地、あと1筆と、吉新の事業地域内の地権者と、ここだったら、何ていうの、いや、普通なら事業所内で動いてもらったら一番ええんだらうけども、その場所がなくなって、ここだったらということで、もうそういう話ができ上がってるっていうことですか。じゃあ、ここを道通せば、間違いなくその方はここへ移転してくるということですか、間違いなく。それは何ですか。何で吉新のほかの土地とか、どっかの住宅地とかやったらあかんの。もっとええとこいっぱいあるでしょうと、こう思うんですけどね。いや、だから、そこもちょっと疑問やし、どっちにしたって、今の答弁では、ただ、私は、住民のほうに損するっていうのは間違いないと思いますよ。私は等価交換にはならない、等価交換にならないって変な言い方やけど、地権者の問題じゃなくなって、駅周が最後清算する時点では、10万7,000円っていうのはもうなくなるんですから、そのときの時価でいくんですから。そら、急激に日本の経済がわーっと回復して、バブルになって、土地がばーっと上がりゃあ別ですけど、そんなん、ここ二、三年であるわけもないでしょうから。

だから、そこも考えれば、私は何をそんなに急いでやるのかなと。理事のほうはもう時間がないからっておっしゃってるけど、私は文化センターという名前でそこを、土地を押さえようとするんだったら、もうこれをやることで、もうそこが確定してしまうと、ある意味ね。それにも疑問を持つわけです。だからさっき、その議論もきちっとやって、12月に出てくるという基本設計の中身も見て、当然借金ふえていってますから、その基本設計の中身を見てですよ、実際にそんだけの土地が必要なのか、そういうことも全部変わってくるわけじゃないですか。ほんで、どうしても駅周のあそこでなければあかんのか、今の中央公民館のどこを建てかえるのか。だって、いろんな選択肢あるわけじゃないですか。だから、そういうことも含めて議論せなあかんの、今ここで、も

う既にそこについては町が土地として押さえる、町長は土地として押さえるんだって、こうおっしゃったから、文化センターだけではないって、こうおっしゃってるんだけどね。そう言いながら、今まで、もう大体決めたら、そこへざーっと、ざーっと持っていきこうとするのが、これまでの岩崎町長の手法です。だから、そこんところではね、私は一歩立ちどまって、もう1回これについてはね、駅周の問題、文化センターの問題、それも含めて議論してからでも遅くないんじゃないかというふうに思うんですよ。だから、12月に出てきた段階で議会も議論していくっていうふうに、私はそうしていただきたいと思うんですが、その点はどうですか。

○議長

岡田理事、ちょっとマイクがとりにくいので、マイクに近づいてよろしくお願いします。

○理事

すみません。

今、山口議員のおっしゃってる点につきましては、ただ単に思いつきでこの時期にあこいこうかというふうになったものではございません。これまでの事業の事業計画や内部協議を経て、いろいろな角度から検討しながら消去法で、時期的なものとか場所的なもの、予算的なものなんかを一つ一つ内部協議で積み重ねて、消去法で消しながら、最もあこの場所が一番いいだろうということで、候補地として選定をしている。山口議員のおっしゃってるように、ここにこだわって、ここにやったというものではございませんけども、それは先ほど町長が申しあげましたように、今後、皆さんとも議論をさせていただきたいという意向でございます。私どもは、換地に向けた条件整備として、今しなければならぬものを得るということで、準備作業として進めさせていただいているということで、ひとつ御理解をいただきたい。建築の意向、内容につきましては、場所的なもの、あるいは内容等につきましては、町長が先ほど申しあげましたように、議論するというのでございます。私たちは、これまで考えてきた一つ一つのものの中で、消去法で、ここが最もいいんじゃないかということで、候補地として準備作業を進めさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長

山口君。

○7番

それならね、何で8月29日の駅周のときにこの話が出なかったの。事業変更のあそことは直接関係ないけども、駅周の事業の成功、不成功にかかると

というような言い方までしてるわけじゃないですか。それなら何で駅周の特別委員会でこの説明をなされなかったのか、そっちのほうが不思議ですよ。準備してきたって言うんなら、もっと早うから準備してるわけでしょう。ほんで、きょうになって、即決議案の中でぼんと出してきて、きょう判断せえっていうことじゃないですか。だって、こんな、要するに、町道ですけども、農道でも町道でも、農業用に使ってる町道で拡幅せなあかんとこはいっぱいあるわけですよ。今回はこういう理由があるからしたいんだ、理由はわかりますよ。でも、それだったら何で駅周のときにちゃんと説明しなかったの、何で即決議案で、きょう聞いて、説明受けて、すぐ判断せなあかんようなやり方をされるんですか。そこもおかしいじゃないですか。これまでみたいなあの470万と一緒に、結局議会にはですね、ちゃんと説明すると言いながら、後から後からなんですよ。いや、そういうやり方がね、行政のやり方が、議会にそれですから、住民にはもっとそういうことになるんですよ。その辺の反省も何もない。ほんで、前から準備してたから、それやったらおかしいやろうっていう話で、もういいですわ。はい、結構です。

○議 長

答弁いいですか。いいですね。

○7 番

うん。

○議 長

質疑の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時02分)

再 開 (午前11時16分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

引き続き質疑に入ります。はい、森田君。

○4 番

今の問題でございますが、やはりこの間、説明をきっちりされてなかった、山口議員からも話があったんですけどもね、こういうことは、あと1年半で駅周を完成しなければいけない状況になって出てくるというのもおかしな話じゃ

ないかなと思うんですよね。

そこでお尋ねしますが、これは、ゲートボール場は今使っておりますが、代替施設をどのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

それとまた、職員の駐車場にも使っておられるようですし、かしのき荘の駐車場にもお使いになっておられます。その辺のところ、どのようにお考えになっているのか。

○議 長

はい、岡田理事。

○理 事

テニスコートの跡地ですね。

「ゲートボール」の声あり

○理 事

ゲートボール場はゲートボール場で。

「違うの」の声あり

○理 事

これは民地ですんで、そのまま使っていただきます。ただ、地権者の方には、道路拡幅部分についてはですね、過去の経過もございまして、道路拡幅については快く内諾をもらってます。まだ鑑定とってませんから額は提示してませんけども、いただいとるという状況です。

テニスコートの多分、駐車場に使うてる件やというふうに思いますんで、お答えをさせていただきます。

学校の職員さんの駐車場につきましては、学校の北側に今回、事業計画の変更もしておりますんで、教育委員会の考え方はありますけども、そこに面積がふえて換地をさせていただきますので、そこで代替が可能かなというふうに思います。ただ、事業期間中の仮の駐車場の場合につきましては、私どもと教育委員会、あるいは学校と連絡を密にとりまして、区域内の組合管理地の空間地を臨時駐車場として提供しながら進めていきたいというふうに考えています。

○議 長

森田君。

○4 番

そうするとですね、この道路が、現在6メートルとおっしゃってましたかね。

ふれあい交流センターの町道側の土地がですね、それが、これを足すと6.2になるんですけども、その意味合いがちょっとわからなかったということが1点。

もう1点は、6メートルに拡幅されますと、当然周辺の土地の固定資産税が上がるわけですね。例えば飲食店並びに住宅があるところ、それと東側の農地、ゲートボール場のほうも、地価が上がるということは、地元の地価ですね、固定資産税が上がるということも理解をいただいているのか。

○議 長

岡田理事。

○理 事

今質問いただいています周辺の固定資産税の関係でございます。

当然、道路拡幅の工事の際には、近隣の方に拡幅の説明をさせていただくというのが本筋ではないかなというふうに思いますので、工事が決まりましたら、いつからいつまでという旨と、工事の責任者等々も踏まえまして、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

6.2の公道につきましては、水路等の構造物の関係で6.2というふうに御理解をいただけたらいいかなというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

今のことですけども、今のふれあい交流センターのところも6.2なんでしょうが、道路が。先ほど、理事の説明でしたら、6メートルというふうに御説明いただいたわけなんですけども、ささいな問題なんですけども、6メートル20になってるもんね、3メートル、プラス、3.2ですから。

それと、税務課長、これは固定資産税が上がらないんでしょうかね、この拡幅によって。

○議 長

税務課長。

○税務課長

一応路線価をとっておりますので、前面道路が上がれば価格も上がるかというふうに考えております。

○議 長

岡田理事。

○理 事

大変申しわけございません。幅員ですけども、ふれあい交流センターのとこ

ろ、6.1メートル、最終テニスコート跡地のところも6.1メートルということで、幅員が6.1メートルということで御理解をいただきたいと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

多少なりとも固定資産税が上がると、周辺の方がですね、多少でも上がるということですから、その辺のところ、理解を深めていただきたいということで。

そうすると、6.2になってる幅員が6.1に実際はやられるということですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

事業計画ですけれども、現在ふれあい交流センターの西側の接道の幅員が6.1、そちらから北側の交差点までは一直線上に伸ばすということで、ただ、有効幅員関係で6.2というような設計をしてるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

わかりにくい説明です。私が理解度が悪いんでしょうけれども、説明がちょっと理解できない部分があるんですけども、こういう種の駅周土地区画整理事業というのは非常に難しい事業で、相手があることですから、当然何かの相手さんの条件が出てくればわかるんですけども、テニスコート跡地と北側の土地をとということなんですけども、当然これは開発行為が要る土地だと思うんですよ。案件だと思うんですね。それは、悪いんですけども、既に進めておられるのか。普通、それであれば二、三カ月かかるわけですから、その辺はどのようなになってるのか、わかる範囲でお答えください。

○議 長

岡田理事。

○理 事

開発の基準に基づきまして、開発が必要なところでございます。ということで、代替地提供に至っては、事前協議で開発に向けて準備作業を進めさせていただいております。

以上です。

○議 長

森田君。

○ 4 番

準備作業ってどういうことなんですか。役所に手続を進められているのかどうかということが1点。

もう1点は、北側の道路が4メートル未満だと思うんですよね。4メートル未満で、私が通った限り、私の運転で車で通ったときに、すれ違いができない道路じゃないかと思うんですけども、その辺、どのように理解していいのか。

○ 議 長

岡田理事。

○ 理 事

これは、北側の道路は4メートル未満でございます。接道要件といいますのは、現在拡幅をします6メートル接続で開発の許可をいただく作業に入りたいというふうに思います。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

もう1点ですね、もう手続上、役所に手続は出されてるかどうかということと、もう一つは、4メートル未満の道路なんて開発許可、一般的におりないと思う、私が大阪で知る限り。そんなことであればですね、こちらに換地をされる方に、逆に言えば、後ほど迷惑かかるんじゃないかと。その辺のどこ、どうなってるのか。

○ 議 長

はい、岡田理事。

○ 理 事

森田議員のおっしゃるとおりでございます。開発にも都市計画法の29条と43条というのがございます。通常29条で道路拡幅と整地というのを、開発を同時に行うというのがセオリーになってございます。今回は、この土地につきましては、土地の切り盛りが発生しないということから、都市計画法の43条を使いまして開発行為をとっていただく作業に入っております。

といいますと、43条でいきますと、切り盛りが発生いたしませんかわりに、4メートル以上の道路の接道というのが、言葉でいいますと義務づけられているのが状況でございます。そういうことから、今回、6メートルの接道要件を守るために道路拡幅をこの機に行っていきたいというのが内容でございます。

以上です。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

非常にわかりにくいですね。町としてですね、どんな道路行政をしていくかと、最低限の道路を4メートルにしないといけないんでしょう。町としてですね、必要要件としては、公道は4メートル以上にしていかないといけないわけじゃないですか。今言うようにですね、これ、また29条協議になるんですか、どうか知りませんが、そこで役所から4メートルにすればということは、この方が迷惑するわけじゃないですか、換地された代替の相手の方がですね。道路は全て4メートル以上という規定があるじゃないですか。その辺のところ、どうなってるんですか。

○ 議 長

岡田理事。

○ 理 事

大変これは申しわけございません。私の説明がちょっと行き届かなかったのかわかりませんが、おっしゃるとおり4メートル以上の道路にしなければなりません。そういうことから、今回、6メートル幅員の道路に拡幅することによってでございます。拡幅後、宅地を、接道要件を守っていくということでございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

ちょっと私の言い方が悪い、北側の道路について申し上げてるんですよ、北側の道路。これ、4メートル未満ということをおっしゃったじゃないですか。前の道路なんて、東側の道路なんて、図面に書かれてるからきっちりわかるじゃないですか、6.2にするというようなこと、6メートル以上にするということ。北側の道路を4メートル以上の道路にしないでいいんですかって、道路行政上、そういうこと。逆に4メートルになれば、代替交換する相手が、等価交換する相手の方が、後ほど4メートルになれば負担になるわけじゃないですかということをおっしゃっておるんです。

それと、もう一つは、開発の手続きはまだ進められてないんですね、32条も含めて。その2点、お答えください。

○ 議 長

岡田理事。

○ 理 事

将来の土地利用のことをおっしゃっていただいているというふうに思うんですけども、北側の道路を4メートルにする、しないというのは今後の課題である

うかなというふうに思います。今回は、開発行為に伴います道路の幅員を確保するというごさいます。

同時に、開発ですけども、事前協議中ということで御答弁をさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

今、大事なことをおっしゃったと思うんですよね。事前協議ということは、町が承認したということになるわけじゃないですか。議会も承認したということになるわけじゃないですか。事前協議で、もう進められてる、そら、わかるんですよ。もう早くやらないといけない。それであれば、早く説明するべきじゃないですか。こんな問題ですね、早くやって、一般的に遅れるのが普通じゃないですか、この種の事業は。

それと、もう一つは、本当に4メートル要らないんですね。こんなことやれば、ほかの人が同種の開発をするときに同じようなことをするわけですか、一般的に言うて。道路行政として、4メートルの道路が必要ないんですか、都市建設課長。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

道路行政としては、当然4メートル道路は全町的に必要なものであると考えます。ただ、現時点でも、計画的な拡幅改良事業なりを実施しているところであり、今回ここをするから北側もするというようなことでは考えておりません。

○議長

森田君。

○4番

本当にこれの一つの事例をつくるとですね、同じような事例が発生しますよ。普通であれば、4メートルに拡幅するのは事業主負担ですよ、一般的に言うて。土地も道路の工事ですね。今、平等寺でガソリンスタンドの工事やってるじゃないですか。あれも事業主負担でやってるんじゃないですか。後でこれ、もしかそういうことが出ればですね、等価交換の相手に御迷惑かけるんじゃないですか。本当に4メートル要らないんですね。念押しだけしときます。

○議長

岡田理事。

○理事

北側の道路については、今事案については、現状のままでいけるという判断と確認をしております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

それで進めていただいて結構です。許可権者は県でございますので、県からそのことが出ればですね、また変更になり、時間も遅れるわけですから、そのことだけ申し上げておきます。これは本当に、一般的に言うて、道路行政としてですね、町の姿勢がわからない。

それと、将来的に、もう一つお尋ねしますが、今、このエリアは調整区域になってるんですね。町としては、このエリアをどうしようとしてるんですか、将来。都市計画を変更するときには、市街化区域に編入するお考えでまちづくりを進めようとしてるのか。なし崩しでこんなことをちよろちよろちよろちよろやられたらですね、まちづくりなんてできないわけじゃないですか。平群町としてはこんな町にする、こんな町にしたいというビジョンがあって進めるわけじゃないですか。その本家本元は都市計画の地域とか、そういうものを決めるわけじゃないですか、道路も含めて。だから、そのことだけこの件は申し上げておきますけども、いろいろ問題点が多いということだけ理解しときます。

○議長

馬本君。

○12番

ずーっとこの議論をいろいろ聞いててんけどね、私たち議会議員はどういう機能で住民の信託受けてきたか、改めて確認をしたところでございます。私たちは行政の、執行機関ですね、チェック機能として住民の信託を受けて、議会議員として皆さん12人、きょう、議場でいろいろ住民の考え方、いろいろなことを材料持っておられるわけでございます。

そこで、今聞きますと、説明を受けていないとか、なし崩しに行政がやってるやないかとか。僕はね、この議論を議員は言うべきでないと思う。なぜならば、例えば駅前開発、特別委員会、議会で作ってあるじゃないですか。委員長みずから、行政、開いてくださいと言うまでもなし、招集かけたらいいいねやん、委員長、副委員長、相談して。私、そう思うよ。これ、全国放送されてんねん。

それとね、もう一つ大事なこと。去年の10月、町長、基本構想を、議員の全協ですね、全体に御説明されました。470万流用云々にしろ、繰越明許の

形で執行されてます。これ、聞きますと、11月ごろ、この基本計画ができ上がるというふうに聞いてます。

そこで、改めて1点目、聞きます。基本計画というのは、場所並びに建物のいろんなことをわからずして基本構想をコンサルに委託されるんですか。まずその点、聞かせてください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの馬本議員の御質問でございます。文化センターの建設という部分で御質問を頂戴しておりましたので、ちょっと私どものほうから御答弁申し上げます。

この間、きょうの議論も含めてでございますが、昨年度3月議会におきまして、いろいろ御指摘も賜った中で、基本計画の構想というのを、今現在、着手をしておるところでございます。具体的な中身といたしましては、あくまで基本計画でございますので、構想ではございません。構想と計画の違いっていいますのは、基本的には、構想というのは、こういう施設があったらいいですねと、どういう機能があって、どこに持っていきましようかというところから、本当に入り口の議論から入っていくのが基本的には基本構想かなと。今回の場合、基本計画というところがございますので、今の議論にございました駅前に1万平米の区画ということを大前提に置きまして、そこに文化センター並びに図書館を建設するのであれば、こういうふうな図書館であり文化センターになるよということを議論するための計画づくりということで御理解いただけたらというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

おっしゃるとおりで、基本計画というのはそういうことがございます。この問題について、駅前に建設する、しないということを住民に周知されているかどうか。去年の11月、町長、住民説明会されましたね。(仮称)文化センター・図書館の建設に向けてということで、これ、全戸配布されました。その中に、(仮称)文化センター・図書館、平群駅前に立地することはって、こう書いてある。もうこれ、住民皆知っておられるやん。それは行政の考え方ですよ。それに基づいて、この11月に基本計画ができるわけや。それで、議会でいろいろ議論されるでしょう。そういう運びになるわけや。

それとね、これ、大事なことを今から言いますよ。駅前の開発は平成29年

度違うんですよ。基本的には平成28年度予算なんですよ。単年度収支の例外規定として繰越明許っていうのはあるんじゃないですか。予算はそうでしょう。ということは、たしか15億2,600万の予算が今度駅前開発の予算というふうに、私、一般質問しましたので、その関係で、記憶、ちょっと間違ってるかどうか知りませんが15億。たしか工事費については5億7,000万、ソフト部分については7億何ぼやったと思います。そこで、28年度、あと半期しかない。この間にソフトをまとめるって大変ですよ。ソフトをまとめて、撤去していただいて、整地にしていただいて、初めて工事にかかるんですよ。もう残り、駅前開発は半年しかないんですよ。これ、この金を執行できるか、ものすごい不安になるので質問もしました。そのために、今回、この構想について、私は一般質問しております。駅前開発の中のほうに（仮称）文化センターと言われるものを建てたらどうやということを提案もして、町長もその御答弁、前向きに御答弁をいただきました。また、ほかの議員さんも一般質問されました。今、国のほうでは、公共施設の集約化をすることによって、複合施設を建てなさいという一つのメニューがあるじゃないですか、補助対象メニューが。それに基づいて行政はされてるということ、10月に御説明をいただきました。

そこでね、文化センターの件ですけども、実は、あすのすへちょっと行ってきました。大変です。大体6万3,000冊ほどあります。悲しいことに2万冊はうちの若井の児童館に眠っております、狭隘で置けないということで。それと、去年、27年度の利用者数は、延べですよ、貸し出ししたのは3万2,000人ほどの方が御利用されてます。ピーク時は3万6,000ありました。ああ、減ったなと思ってたら、違うんですよ。町長の政策であります生駒市の連携で、この27年度から図書館連携、生駒市としました。何と平群の住民4,000人が27年度利用されております。これは、僕は、皆、図書館必要、確かに必要ですよ。僕もこれ、究極の問題と思いますよ。

それともう一つ、今の文化センター、この間もまた熊本も地震、揺れました。東南海地震、南海地震というのは、もしも来た場合、中央公民館大変やと思います。利用料をもらって利用していただいている以上、また、住民の公共の税金で運営し、並びに建設した公共施設でございます。そこでもしものことがあったら大変でございます。実は、3日ほど前、中央公民館の2階にありました。3階から老人の方がつえをついて、その方と一緒におりてこられた。私は、申しわけないと言いました。これこそね、皆さん、現状、議員さんも知っておられると思います。一日も早く駅前に私は、（仮称）文化センターを建設すべきというのは、これは私自身の、ぜひとも建てていただきたい。

それにあつてですよ、1万平米で、このモニターは流れてますんで、もしも、先ほどるる、この地権者がね、すぐにおいでになると思いますが、この地権者、このモニター見られたらどうやろう。これね、大変なことになるんですよ。公共に協力しないっておっしゃったらどうしますか。そしたら、ディベロッパー呼んできたならええねん、もうそんな時間ないですよ。これもそうです。この駅前の事業につきましても、当初市街化区域の駅前、平群町の玄関であるということで、組合設立並びに組合認可を取るまでのコンサル料九千数万円の金を町単独の事業でやってるんですよ。肝いりの事業なんですよ。まして、保留地処分の債務負担行為5億円してるじゃないですか。ディベロッパー持ってきて、当初おられなかったら、議会もどうなってんねんって、ディベロッパー持ってこんかいと、保留地はどうなってんねんって議論したもん、おるんかいな。一時はありました、一般質問。それからどうですか。もう何年たってますか。もう時間ないんですよ。まして、無理を言って、地権者には協力していただいてるんですよ。

そこで、岡田理事に聞きますけども、今、この梨本の件でございますけども、この事業については補償費、建物の補償費、るる、いろんなもんに関しては何年度執行ですか。

○議長

岡田理事。

○理事

移転補償費につきましては、基本的には28年度執行でございます。

○議長

馬本君。

○12番

そのとおりなんです。29年度で執行できないんですよ。28年度、仮契約したら、たしか7割かな、8割を先お支払いして、後で、更地になって初めて残りの全額払うんですよ。そういうシステムでしょう。それから土木の工事にかかるんですよ、公共工事を。道路の拡幅とか、かかるんですよ。これ、繰越明許、繰越明許って言うけども、これ、ほんまに僕は心配してますよ。

にもかかわらず、まして平群町の住民が望んでおる複合施設、駅前に相乗効果のある、活性化のまちづくり、平群のまちづくりの活性化のためにも、私は、地権者にいろいろまだ御努力していただいていると、無理も言うていただいている、多々あると岡田理事は思いますけども、全部まだ終わってないじゃないですか。皆さん、議員さんも知ってるはずやと私は思いますよ。私はあえて会議録に載せますよ。まだお話が終わってない地権者もおいでになるんですよ。

これ、あと半期で交渉でき、半期内にですよ。よう聞いてや、ここ、大事やで。土地、更地にできるんかいな。何でこんなこと皆言わへんねん、議員が、28年度で。そかやら、今、補正予算出てるんちゃうの。

それがね、駅前開発の文化センター建設反対やったら反対でよろしいねん。それはその考え方の議員さんでよろしいねん。議会で言わはったらよろしいねや、はっきりと。どこへするとか、はっきり言わはったらよろしいねん。時期が今違うって、私は時期は今やと思う。そうしやな、もしも震災来た場合、中央公民館大変な状態になったら、誰が責任とるねん。行政何してたん、これは私は言いません。行政と議会は両輪のごとくでございます。まず、道路でも何でも一緒でございます。

今、1万平米の用地については、全部交渉は終わってないでしょう。その点どうですか。

○議長

岡田理事。

○理事

残り数軒の地権者と現在も協議中でございます。

○議長

馬本君。

○12番

それね、大変ですから、一日も早く交渉していただいて、28年度に家を解体せねばならないんですよ。更地にせねばならないんですよ。そやから、早く早くやっていくのが本筋ちゃう。そやったら、そのぐらい駅前開発のことが気になったら、委員会どっと開く、1月に一遍でも構へん、1週間に一遍でも開かはったらよろしい。私はそう思いますよ。私はそのメンバーちゃうからね。私はそう思う。

けれどもね、これね、僕は両方成功させたいねん。駅前開発は29年度に終わるようにさせたい。また、そこへ公共施設を、今までディベロッパーが来ると言うてたディベロッパー、これ、もう1点言います。ディベロッパーは最初に決めとかなあきまへんねで、ある程度。平成18年の12月に認可もうてんねん、この事業は。そのときにある程度の構想もつくつとかなあかんねん。それから探してるわけやんか、結局。みんな、中身わかってるよ、言わへんけど。ということがあるから、最終的には公共施設をそこへ持ってこられたと思う。私もそこへ持っていきべきやって一般質問しました。

そういうこともありますんでね、この予算、誰かがな、この予算とちゃうというようにことをぐちぐち言うてはる人いはるけど、大きい声で言わはったら

よろしいねん。わしは小さい声で言うのは嫌いやからな、はっきり物を言うからな。皆、これにかかわっての話を、山口議員も言うてたやないか、駅前開発の件。わし、言うたらあかんのかいとなるやんか。これは公平にはならん。これは公平でええねん。山口議員が言うのは、それはそれでいいねや。それは、これは言論の府や、議会というの。そやから、みんな、心で思うてはる方、住民の信託受けて、代表で来たんやから、自分のことに責任持って言わはったらいと思ふよ。質問もされたらいいと思ふ。そやから、この予算、賛成討論はまだ後で別としてね、この予算についてはね、地権者の方、私は御協力していただいたことには、感謝という2文字をここで言うときますわ。

そういうことでね、あと残り数軒の地権者の方おいでになりますんで、岡田理事、何とか早く交渉行っていただいて、この28年度で、先ほど言いましたようなことをひとつよろしく執行していただきますようお願いはしたいんですけどね、その点、どうですか。

○議 長

岡田理事。

○理 事

いろいろと御迷惑もおかけをいたしております。今おっしゃったように、地権者と連携を密にとりまして、間髪入れずに、事業が粛々と進められるように努力をしてみります。ありがとうございます。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、先ほどおっしゃったいろんな等価交換等のるることについては、やっぱりきちっとしていくということで、行政の関係のことでございますので、その点はひとつよろしくお願いしたいなというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

馬本議員も山口議員も皆さん、私も含めて、説明責任を町が果たしてない、それが今回のこういう事態を招いてるんじゃないか。もっと早くすればですね、議員にも議会にも説明すれば、このような問題が起こらなかったと。駅周事業は特殊な事業ですから、多少なりともいろいろなことをやらないといけないことは理解できます。今日のこれ、昨年度でもできたんじゃないですか、こういうことは。

そのことは申し上げてですね、24ページのPCBの、学校管理費のですね、

以前私、予算か決算のときに申し上げたと思うんですけど、P C Bの事業は既にもう平群町にはないというような答弁いただいたように思うんですけども、これは今回で最後ですか。以前は何か補助金がついたように私、記憶してるんですけども。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

P C Bの処理につきましてはですね、以前、森田議員のほうから質問もいただいております。水道施設のところにございました件も処理できましてですね、これが平群町としては最後の処理ということで答弁させていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

本当に最後にしていただきたいというふうに思うんですけども、何ですか。

「ちょっとすみません」の声あり

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

水道施設に保管しておりますP C Bにつきましては、これから運搬処理をするということです。タイム的にはこの教育委員会のほうが先になりますが、続いて水道の分についても処理するということです。

○議 長

森田君。

○4 番

もういい加減にしてほしい、私は。市内の連携が全然なってないじゃないですか。

そうすると、総務防災課長に確認します。水道のところが終われば、全ての平群町の公共施設からP C Bの関連するものがなくなると、トランスも含めて、というふうに理解していいんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

P C B、いろんなコンデンサとか、電気設備はあろうと思いますが、いわゆ

るトランスの関係等についてはですね、これで最後だというふうに理解しております。

○議長

森田君。

○4番

上下水道課のところでは最後だというふうに理解していいということですので、それは結構です。

それとですね、人件費のことで、以前聞いたかもわかりませんが、人件費が削減になっておりますね。当初予算が、補正予算が幾らで、今回のやつが幾らで、それともう一つは、臨時職員がふえてるんですけども、その職員の方が産休とか育休で休まれた方が何人含まれて、それ以外の増員があるのかなのか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回の補正でございますが、人件費の補正ということで今回させていただいております。全体でございますね、管理職の給料のカット、これは課長級6%、主幹級4%、現在行っておりますが、12月31日までカットするというので、当初予算はここは控除しておりませんので、これが758万9,000円を給料カット分として補正をさせていただく。残りですね、全体的には951万、相殺して、最終的には951万の減額補正ということで、その主なものは、管理職の給料カットが758万9,000円、あと育休、あるいは休職等の調整も行いまして、総額951万の減額補正であります。

それから、臨時職員につきましてはですね、当初予算では7名分の臨時職員の賃金を見込んでおりまして、今回12名ということで、5名分の増であります。その内訳といたしましてはですね、税務課によります7月の人事異動で1名減をしております。その欠員補充で1人。それから、住民生活課でマイナンバーに対応する職員の増ということで、臨時職員を増員しております。それから、4月の人事異動によります、当初職員を配置する予定でありましたが、どうしても配置でき得なかった、病休で休まれたということもございまして、その補充職員と、それから、福祉課でこの8月に退職をされる予定でありましたので、その補充。それから、8月に産休の方が1人、今産休で休んでおられます。その欠員補充ということで、5名分で臨時職員を配置いたしまして、551万5,000円を補正させていただいてるということでございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

よろしく申し上げます。

それとですね、先ほど17ページのところで、時間外保育がふえたから臨時職員をふやすというお話があったかと思うんですけども、それであれば保育料が歳入でふえないと、少しの金額でもふえないとおかしいんじゃないですか。保育時間が延長になっているということであればですね、当然歳入もふえてくるんじゃないか。それは12月の補正で上がるのか、ふえないのか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

先ほど、こども園の件や思いますけども、時間外というのは早朝保育の利用者がふえたと、当初予定よりふえてきたというふうなことで、増員しなければならないということでの御説明をさせてもらいました。そういう意味でございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

そうすると、保育料はふえないというふうに理解していいんですかね。私は早朝でもふえるというふうに思うんですけども、その辺のことをお尋ねしたんですけども、答えれるなら教えてください。

それとですね、都市計画費のところの23ページ、人件費がふえておりますが、この職員はどういう業務をされるわけでしょうか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

歳入でふえるかという話ですけども、この辺についてはほとんど、そう変わらないというふうには思ってますんで、今回は上げてないです。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

森田議員のほうから二度にわたりまして、説明責任が果たされていない、こういう御指摘がございましたが、最初は残り1年半を残して今ごろ出てくるのかという話、先ほどは説明責任を果たしてないという御発言がございましたが、今、私、この議会の場で説明してるわけでございます。準備が整って、方針が

決まったからこの議会で説明してるわけで、説明責任を果たしてないと言われる筋合いはないというふうに申し上げておきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

都市計画総務費で1名増ということで、もともと平成28年度までは臨時職員で対応しておった業務でありますので、それを正職員に振りかえたということで、ここを増にしております。ここの増員についてはですね、現在、25年、26年、27年と3年間、後期高齢者のほうに職員を派遣しておりました。その職員を都市計画のほうに配置をさせていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

○議長

森田君。

○4番

町長から反論めいた御答弁いただきましたが、私が申し上げてるのは、それであればですね、470万繰越明許をやったですね、それだったらもう出してくださいよ、議会に。もうできてるんじゃないですか、基本構想が。四百何がしかの予算流用されてるわけでしょう、繰越明許で。それであつたら、それを見せてくださいよ、議会に。もう出てないんですか、それは。それこそ説明責任じゃないですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、森田議員の御質問でございます。470万、3月議会で流用させていただいて繰り越した、基本計画の策定業務でございますが、今現在、業務を実施をしておるところでございます。馬本議員の御質問にもございましたが、11月末から12月をめどに成果物というか、計画を上げていくというふうなことで、今現在、鋭意取り組んでおるところでございます。

○議長

森田君。

○4番

先ほどの都市計画費の職員の増です。どういう業務をするのかお尋ねしたんですけれども。ふやす方は、一般の業務をするのか、特殊な、新しい業務をさせるのかと聞いてるわけですから。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

業務につきましては、もともと臨時職員で28年度まで配置しております。  
中身につきましてはですね、道路占用の許可等に関する業務を今現在行っている  
ただいてるということで認識しています。

○議長

森田君。

○4番

最後にしますが、先ほどのテニスコートの追加補正で220万かな、出てま  
すんですけども、2面で920万なんですよね。ほかの北公園を2面でやった  
とき、2面も何かあったように記憶してるんですけども、そのときは幾らなん  
ですか。これ、追加工事、31%ですよ。26ページのところの、700万に  
対して追加工事が220万ということは、何ぼ何でもひど過ぎるんじゃないで  
すか、30%以上の追加工事なんて。ほかの、例えば北公園の2面のをやった  
ときは幾らかかったんですか、それであれば。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これは入札というか、実績ベース、契約ベースの話ですけども約594万、  
600万弱やったと思います。

○議長

森田君。

○4番

最後にしたいんですけども、それはなぜ、上がった理由をもう少し言ってく  
れないと、こういう工事をしたから何ぼ上がったんだと。

「してない、これからや」の声あり

○4番

いや、これからするんだけど、ごめんなさい。これからなんですけども、だ  
から、片一方では500万できて、片一方は920万、倍ぐらいかかっている  
わけですね。それであれば、こういう行為をする、だからふえたのか、それを  
言ってくれないとですね、きっちり話をさせていただきたいというふうに思うん  
ですけども。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほども少し申し上げたと思うんですけども、基本的にはちょっと見込みが甘かったということでおわび申し上げたと思いますけども、なぜそうなったかということにつきましては、昨年度、総合で4面で1,400万の工事費がかかりました。これは契約ベースです。実際額ベースです。今申し上げましたように、北公園は、これはそのときのいわゆるメリットを生かした形で業者を選定してやりましたんで、約600万で2面いけたんですけども、実際に改めて今度28年度で実施する場合、一から、設計からしていかなければならないんですけども、そこらの見誤りがあったということで、これから設計して入札して、予算額ベースでいうと900万程度必要というふうな判断で200万の増額をお願いしたということです。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。山口君。

○7番

この補正予算については反対させていただきます。

先ほどから議論になってます駅周絡みの道路拡幅、それに文化センター等ですね、今後、平群町の大きな事業にかかわる、その発端というんですかね、それにかかわる問題で、町長からは、るる答弁いただいて、理解できなくもないことはないですけども、私はやっぱりもっと今後の問題、将来的なまちづくりの問題も含めた問題に発展する可能性があるんでね、それと全く切り離すということにはもちろん、ここの新設道路工事についてはならない、そのように思います。

そういう点から、細かい内容については、先ほど質疑の中でもるる申し上げたとおりでありますので、この点については、私は、これを町としては一旦外して、その中の部分でやっぱり私はやるべきだというふうに思いますんで、この補正予算については反対させていただきます。

以上です。

○議長

ほかにございせんか。馬本君。

○ 1 2 番

この補正予算には賛成をいたします。

この補正予算について、先ほど質問も言いましたように、駅周の事業が大きいかかわった事業でございまして、基本的には、今老朽化した公共施設を集約し、複合施設を建設するという一つの国策もございまして、それに対する平群町の補助対象、いろんなものが、利便性も私はあると思います。それと、今利用していただいているあすのすも狭隘であり、また、中央公民館につきましても老朽化し、それと、今まで住民のほうでるる言われてました駅前開発は、あれは宅地開発やないかというふうなお話も今までのる聞こえてまいりました。そうじゃないということで、基本的に住民が集う（仮称）文化センターを建設する中において、御協力をしていただく地権者に対する今度の補正予算でございまして、まして、この予算も実質上は、一般会計予算ではございせんねけど、駅前開発の予算については基本的に28年度予算で一応終わるわけでございます。それを、よくぞ御協力をしていただいたということで、私は感謝をしたい。

それと、これにかかわって、まだ数軒あるということでございまして。担当理事といいますかな、岡田理事については敬意を表したい、今後も頑張ってくださいというふうに私は思います。まして、皆が駅前開発成功の裏に終わり、そして住民が集う文化センターが一日も早く建設されることを要望しですね、希望し、この予算については、それに対応する代替地予算が計上されております。よって、この予算については賛成をいたします。

○ 議 長

ほかにございせんか。森田君。

○ 4 番

私はですね、町長のほうからですね、この代替地についてはですね、代替というんですかね、等価交換の土地については文化センター、役所、マンションなど、ほかの用途も考えられるというような御答弁もいただきましたので、それを付して賛成したいと思います。

○ 議 長

ほかにございせんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第37号 平成28年度平群町一般会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

午後1時30分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 0時11分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議長

日程第6 議案第38号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第38号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

一般会計で未確定財源2億1,100万消えたと思ったら、こっちでトータルで2億になるということですよ。ほんで、これは決算のときに、この前、6月議会でお願ひしたことは改めて聞きますけれども、今の段階で予算上2億548万4,000円、金が足りないということですよ。ということはですね、既に昨年度末で2,600万ほど赤字になって繰り上げ充用してますから、それも合わせると、これ、合わすのかな。合わした額が、要するに足らん金になるのかな。最終的には、今の予算上での実質収支ということになるのかな。そういうことでよかったかな。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、諸収入、雑入、雑入で2億548万4,000円という数字になってます。それと別にですね、歳入欠陥補填収入ということで補正させていただきますので、それを足し込みます。ということは、総額で2億3,223万6,000円ということになります。

○議 長

山口君。

○7 番

ということになるわけですよ。今年度まだ、今9月ですから、レセプト来てるのが6月まで来てたとしても、3、4、5、6と4カ月分ですけど、全体の3分の1ぐらいですけどね、今年度の状況は今の時点でどうですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

まことに申しわけないんですけど、今のところ、そこまで状況はつかんでおりません。申しわけございません。

○議 長

山口君。

○7 番

でも、もうつかんでいかんと、12月議会に国保税の条例改正をお願いしたいということ、もう6月議会の時点で言っておられたわけだから、当然26年度、27年度で大幅に、26年度で9,000万以上、昨年度、27年度で2億近い、両方で2億9,000万、2年で2億8,000万から9,000万ですからね、ならしても1億5,000万赤字が出てるわけやから、今年度の動向ってのが一番大きいわけですよ。そうでないと、今後の財政状況を見据えた税改正ってのはできないんですね。基本的には、国の出し分が少ないから、こういうことになるわけですけども、かといって、それに何ぼ文句言ってもどうもならんわけですから、できるだけ住民負担を抑えようという立場であればですね、今年度の動向をしっかりと検証するっていうのが大事なわけです。今みたいな答弁だったら、もう成り行き任せじゃないですか。決算のときにもう1回言いますが、きちんと分析して、今年度の動向もしっかりつかんでやるっていうのが大事ですから、全然わからんっていうのは、要するに、前年度の同時期と比べてみれば一番いいわけでしょう。ある程度予測つくわけじゃない

ですか。それもやってないということですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません。医療費の支払いのデータっていうのは、当然データとして持っているんですけど、今ちょっと手元に、きょう決算でなかったもので、持ってこなかったんで、まことに申しわけございません。

○議 長

山口君。

○7 番

だから、あかんのやんか。今年度の補正予算ですよ。当然そんな質問来るなんて、当たり前じゃないですか、去年2億近い赤字出してるんやから。そんなん正確なこと出んでも、昨年と比べればこうなってますぐらいはやね、そんなん補正出してんねんやから、準備するのが当たり前でしょう。そんなんも準備せんと値上げするんですか。住民の生活にも直結するということはしっかり考えてもらわないと。管理職、給料下げてるからね、そういうことになるんでしょうかね。これはちゃんと出してください。この補正とは直接関係ありませんけども、今後の動向に影響もしますので、きょうの決算の審査のときまでに、それはちゃんと出してください。いいですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

はい。御用意させていただきます。

○議 長

ほかにご覧いませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第7 議案第39号 平成28年度平群町下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第39号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

この機会だから聞いときたいんですけども、今回、一つは、今、平準化債の基準が変わって、今回、当初予算で予定してたのが受けられなくなったと。他会計ですから、一般会計からということなんですけど、どのように変わって、なぜ今回受けられなくなったのか、もう少し説明していただきたいのと、それと、今現在、下水道の起債残高、地方債残高っていうのは一体、今回のも入れてどれぐらいになるのかっていうのがわかれば。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、資本費平準化債の計算式の変わりました中身につきましては、従前、既発債の内訳の中で流域下水道事業債、公共下水道事業債ということで分かれておりませんので、計算としましては、これまでの既発債の割る耐用年数を45年で割って、それに0.9を掛けて算出するというような方法で算出されておりましたが、今回、既発債総額のうち、公共下水道で建設しました管渠分、これを耐用年数49年で割り戻して計算する、流域下水道分については35年

で割り戻して計算するというような変更点がありました。ただ、これで計算しますとかなり大きく減額になりますので、激変緩和措置という形で、それぞれ若干係数を掛けまして、余り大きな減額にはならないようにという制度改正にはなっております。

既発債の総額ですが、約40億4,500万となっております。

○議 長

いいですか。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第8 議案第40号 平成28年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第40号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

ちょっと、今まであんまり気にしてなかったんですけどね、これ、人件費1人つけてるんですよね。今回補正行われてるわけですけど、農集のところに人件費1人つける理由ってのは何かあるんですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

実際、特別会計の中で、汚水の処理施設だとかマンホールポンプ場19カ所だとかの維持管理、もちろん専門的なことについては専門業者に委託をしてるわけですが、当然その事務、特別会計やっておりますので、決算統計だとか消費税の申告だとか、もろもろの事務がございます。人件費を1人つけてるわけなんですけど、かなり、福貴畑地域ということで、管渠の範囲、延長も大きい、そこら辺の維持管理も含めて1名、0.5人というような計上の仕方もあるかと思っておりますので、1名つけているということなんです。独立した特別会計ですので、全く人件費を計上しないということも若干不自然かなと。もしつけないとなれば、例えば下水特会のほうの人件費で賄うということになりますと、それはそれで、下水特会のいわゆる歳入歳出のバランスからいいますと、1名分の人件費がよそに使われてるというようなことにもなりますので、それもちょっとどうかなということがございますので、最低限度1名つけてるということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ただね、これ、全額一般会計から補填してるんでしょう、人件費についてはしてないの。独立会計でやってるって、こんなん、電気代と、あとちょっとの機械代しか収入ないのに、あと、この間の要するに公債費、起債で借りた金返すので一般会計から出ていくっていうのはもちろんあるんですけど、ほんで、今度下水道が企業会計というか、今までと違う会計になってくると、その辺の絡みで、農集も一緒にするっていう話でしたっけ。それはちゃうかったかな。だから、入れといたって、結局一般会計から入るんやったら、何も一般会計でやってたら、一般会計でやるのがええのかどうかかわらんけど、あんまり意味ないんちゃうかな。下水のほうそういうふうに公営企業になったら、それこそ今課長が答えたように、下水道のバランスがあるから、下水道と会計別やのに、その支出がふえるっていうのはおかしな話やから、それもどうかと思うけど

も、ちょっとその辺で疑問に思ったんですけど、その辺はどうなんですか。これ、全部自前で負担してるわけじゃないでしょう。一般会計からの繰り入れでしょう。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

もちろん農集特会については、歳入歳出でいうと、バランスでいいますと、基本的には足らずを一般会計繰入金で賄ってるということです。使用料収入っていうのは微々たるものですんで、歳出のほとんどが公債費、残り人件費、あとは若干の維持管理費ということになります。

そういうことからすると、特別会計として独立を維持する必要性っていうのは、確かにどこまであるんかっていうと難しいところです。そういう意味でいいますと、例えば一般会計に戻すというようなことも方法としてはあると思いますし、ただ、企業会計化する下水道の特会のほうにくっつけるのがいいのかっていうと、そこら辺はやや難しいのかなと。施設としてですね、農業集落排水の施設を公共下水道の施設に組み入れてしまうという方法もあるにはあるんで、それができると、下水特会と一緒にするということもある得るんですが、ちょっと方法は幾つか考えられるわけです。農業集落排水の特会として独立した会計を維持するというのももちろん方法ですし、もう少し、これについてはいましばらく検討していきたいというふうに思います。物理的に下水道の施設の中に組み入れるということも含めてですね、今、検討はしてるんですが、なかなか制度的に、あるいは当初からの計画との整合性も含めて、若干ハードルが高いようでもございますので、県との協議もしているんですが、もうしばらく検討を続けたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○7番

どっちにしたって、もう初めからずっと赤字になるのは間違いないわけやから、独立でやって、人を、人件費は当然本来かかっているわけですから、それをきちんと出すという点においてはね、こういうやり方のほうがいいのではないかなと思うんですが、ただ、6万2,000円の補正をね、これだけ金を使ってやるっていうのもどうかなという気がするんですよ。以前、僕が1期目のときにうちの当時の玉井議員が言ってたように、人件費を定例会ごとはずっとやるっていう、補正かけるっていうやり方も本来どうかなと思うんですよ。もちろん特別会計のほうに回ってる分については金額変わってくるから、それはわか

るんですけど、一般会計なら一般会計の中で、それ、全部、こんな6万2,000円でこういうのはね、前も1回検討してほしいって言いましたけど、ちょっともう1回検討してみたらどうですかね。よそ、どうやってんのかわかんないですけど、近隣の自治体の状況も見てね、ちょっとその辺、考えてもらったらどうかなというふうに思います。これは意見です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

一般会計に繰り入れる云々、特別会計ってある以上はね、やっぱり最初の設立の段階、これに対する補助金、起債、いろいろそれに対して、たしか18年度から動いてるのかな、たしかそんなぐらいやね、農排はね。それはやっぱりな、1人置いて、人件費置いてきちっと、それが特別会計の明白性、きちっとやっぱり置いとかないかと私は思いますよ。それでなかったら、どっちにしろね、設置状態から赤字っていうのは、これは誰でもわかった話や。これはみんなわかってるはずや。そやから、90軒ぐらいやね、100軒満たない加入者かな、最初そうでしたな。今でもそうやけど、今も五十数軒かな、加入していただいているの。だから、やっぱり私自身は、個人的に思うねけど、それは人件費をちゃんと計上して、きちっとしていただくと。ほんで、それに対する基金もあったでしょう。これに対する農排の基金もあったでしょう。それに対する補助金、県からかな、国からもうて帰って、起債に対する補填かな、それに返上もしてた。もう何ぼも、もう終わったんかな。たしか26年度ぐらいや、27年度ぐらいで終わってるはずやで。そやから、補填分ということていただいた分あったからね。私個人としては、このままきちっと明白にしてくと。人件費については、今、山口君も言うてはるの、そら、6万円か7万円か、それは正しい正しくない、それは行政側のやり方でまた考えたらええけども、これはきちっと私は置いてほしいなというふうに意見だけ言うときますわ。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第9 議案第41号 平成28年度平群町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第41号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

奈良モデルの説明あったけど、これは確定して333万円、6町で割ってということでしたけど、なったと。それで、一般会計からもともと当初予算で入れてた132万4,000円が、県の金額が確定して必要なくなった、そういう理解でいいのかな。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

はい。今、山口議員からあったとおりでございまして、奈良モデルはまだ確定してなかったと。確定して、補正で上げさせていただいて、一般会計からの繰り入れが差し引き132万4,000円減額になったということございませぬ。

○議長

山口君。

○ 7 番

第6期の1年目ということで、どれぐらいの黒字になるかということだと思ってたら、6,800万黒字になったと。5期の終了時点での基金積み立てが1億3,000万以上ありましたから、それに、当初予算で4,800万、2年目の介護保険の特別会計で、予算段階から4,800万基金に繰り入れる予算組み、一般会計と違って非常に余裕のある予算の組み方だったわけですね。ほんで、今回、27年度の黒字分6,800万、それに国から返ってくる金が、この間、返すほうが多かったんですが、国から戻ってくるほうが多くなったと、それも合わせて7,000万積み立てる。ということは、今の段階で、一般会計の最後についてる基金の状況で見ると、2億5,100万の基金積み立てって、こうなってるわけですよ。その理解でまずいいですか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

今、山口議員からおっしゃっていただいたとおりでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

去年の中身については決算でまたしっかりとやらせていただきますけども、さっき国保でも聞きましたけど、介護のほうももう既に何カ月か今年度実施してるわけですね。もともと3年に一度の見直しで、27年、昨年で、ことし28年、来年29年度の3カ年でですね、それ終わった段階で基金残高5,500万、これが計画ですよ。今年度2年目、そっちのあれでは半分行ってないと思いますが、どんな状況ですか、昨年とか一昨年に比べて、見通し。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

28年度の見通しです。国保連経由で来てるのが、4月から7月までの4カ月分の支払い、そのほかについては5カ月分、今わかっております。それを割り戻して12カ月、単純にしますと16億5,000万から17億ぐらい、単純に言いますと。27年度の決算が16億3,600万ということですので、28年度はそれより上回るということです。実質単年度収支についても、27年度で7,000万っていう額ですけども、今の推移でいきますと、27年度よりは若干少ない程度かなと、そういうような見通しを立てているところです。

○議 長

山口君。

○7 番

今の16億っていうのは給付額のことを言ってるの。

「全部」の声あり

○7 番

要するに、特別会計の支出全体を言ってるわけ。この話は決算のほうがええねんけど、例えば6期の計画の給付額と実際の決算の給付額と相当乖離してるでしょう。だから、そこを見てほしいのよね。今、全体で16億ということは、いや、まだわからんよ。4カ月しかわかってないわけやから、そら、もちろん今後どうなるかわからんけど、国の制度改悪で使う人がむちゃくちゃ減ったわけやんか。だから伸びてへんのよ。認定者はふえてんねんけど、伸びてへんねん。平群町は、言っとくけど、去年はおととしより少ないのよ、給付額。これは何を物語ってるかっていうのを見なあかんわけやから、だから、今年度まだわかりませんけども、今のままでいったら、だから、最終的に3年で1億ほど、もともと1億5,000万ほどあった基金を、もっと少ないか、ごめん、ちょっとその辺忘れたけど、とにかく5,500万になろうと思ったら、もう今、2億円余分にあるわけやんか。だから、そこも見て、もうちょっと正確に1回どっかで資料出してもらったらいいですけど、やってほしいんで、だから、余りにも計画とかけ離れ過ぎてるから、このところはちょっと問題やからね。また来月、介護の運営協議会やるらしいですけど、これは総合計画の問題だと思うんで、その辺でね、ちょっと今年度についてもしっかりとチェックしながら考えてほしいなど。あとはもう決算でしっかり議論しますので、今のはもう結構です、答弁は。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第10 議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第42号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

この解散理由は何なんですか。これ、いつをもって解散とか、そういうことは書かれてるんですけども、どういう理由でこの西和衛生試験センター組合は解散されるんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

解散の理由ということで、幾つかありまして、建物も耐震基準に満たない建物を現在使用しておりまして、分析機器につきましても、最近に導入したのもございますが、もう大半が古いものでございまして、更新の費用がかかると。点検とか検査する者の増員とか育成とか、そういう人事のこととか、そういうようなことが今後7町に大きな負担の予想がされるため、解散という方法を選んだということになります。

○議 長

森田君。

○ 4 番

組合が成り行かなくなつたために解散するというふうな理解でよろしいでしょうか。

それとですね、今、町が委託しております業務ですね、どういう業務があつて、その業務をどこに新たに移管を考えておられるのか、お尋ねします。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

この検査自体は、もともと水道の水質ということが目的でつくられた組合で、現在も上下水道課、そして私どもの住民生活課、清掃センター、教育委員会のプールなどがございます。

それと、解散、今年度10月以降になりますが、今年度につきましては、水道も含めましてですけど、組合が、西和衛生試験センターがまだ今年度ありますので、西和衛生試験センターのほうで一括の単価の見積もり合わせをしていただきます、その単価の費用を必要な検体に応じて支払うということで行っていきます。水道につきましては、奈良県広域水質検査センター組合のほうで10月から検査の運びになります。

以上でございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

今の課長の御説明をいただきましたんですけども、10月から、もう要するに別のところに移管されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、それまでに検査を移管されるのか。その辺、ちょっとわかりにくかったんですけども。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

今現在は西和衛生試験センター組合において、組合の中で検査を行っております。10月からは解散に向けた準備で検査の実施ができなくなるということで、10月からは委託による手法で検査を行うということでございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

本当にわかりにくいので、申しわけないんですけども、西和衛生センターが、平群町なり、ほかの町村からの業務を委託して、それをどっかにまた再委託されるのか、直接委託されるのか、新しいところに、その辺のことがわからないんですけども。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほども説明で申し上げましたが、西和衛生試験センター組合が見積もり合わせを行いまして、今年度については西和衛生試験センターのほうで、持っていけば、その受託した業者が検査を行うということで、各町はその委託料を支払うということで、来年度からは個々の町が委託契約を行うということでございます。

○議長

山口君。

○7番

せやけど、こんな議案書ないで。何のために、今、森田議員が聞いたからある程度説明あったけど、それを書かないと、突然7町でつくってる広域のこの試験センターを解散すると、それは老朽化したり、いろいろ事情あってするんだけど、ここに書いてあんのやったら、協議する上、定めるためって、何なん、これ。日本語にもなってないやんか。ちゃんとそれを書かなわからへんやんか。今聞いてから、これまた議論せなあかんようになるわけでしょう。ほんで、いつからっていうのも書いてないし。予定としては、今の話やったら今年度いっぱい、来年の4月1日からはなくなると。ほんで、この後、財産のやつも出てくるわけやから、当然試験センターの土地や建物、持ってる器具、機材、要するに、その財産類の分け方はこの次のとこで、これ、案分表は書いてあるけどやね、これかて、何のためにそうなってるのか全然わからへん、解散するためっていうだけで。だから、その辺はもうちょっとちゃんとした議案つくってくださいよ。事前の説明もなしに、これをぽっと出してきてんねんで。そんなんありか。よそでこんなもんあり得ないよ、実際。前も言ったけど、最近ちょこちょこややこしいというか、わかりにくいやつについては説明書を入れてもらってますけど、こんなん全然だめじゃないですか。課長、わかる、だめなのが。わかりますか、わかりませんか。僕言ってることおかしいですか。おかしいならおかしいって言ったらええねん。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

解散についてと、後で議案のほうの説明をさせていただきます財産処分についてですが、一応7町のほうで、こういうような議案を上程するというので、その7町の協議の上で、大体7町同じような議案ということでしてますんで、はい。

○議 長

山口君。

○7 番

7町全部一緒やねんね。議案としては一緒やねんね。でも、斑鳩、事前に説明してるで、当然、議会に対して。議会始まる、定例会始まる前にちゃんと説明して、三郷もやってます。平群町やったか。それ聞いてて、まだこれならわかるけど、今週の月曜日にぼんと入れてきただけじゃないですか、これ。せやけど、それにしたってちょっとちゃっちいよ。7町ともちょっとおかしいんちゃう、こんなんでええって言うんなら。議会をばかにし過ぎてます、はっきり言って。もうこんな話、しょっちゅうせなあかんっていうのは情けないですわ、町長。どうですか。町長、チェックされてるんでしょう。これで議会出して、これでええわって思ってるんですか。もうこんなとこで時間とりたくないんですけど、きょうは遅なりそうなんで。これは言うておきます。

で、ちょっと質問します。解散に至った経過は、ほんまはもうちょっとちゃんとした文書で出してください。だって、これだって、7町の住民の財産なんでしょう、あれだって。それを、はい、半年後に解散しますではやね、あかんでしょう。もちろん行政が使ってて、一般の人があんまり使ってないのかもわかんないですけども、それはちゃんと文書で出してください。いいですか。

○議 長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

解散に至った経緯ということで、簡単になりますけど、文書で出させていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

見て納得できるものにしてください。お願いしますね。

それからですね、運営負担金がこの間、1,000万ちょっとでずっと推移してますよね。西和衛験に対する、平群町の場合ですよ。7町で案分して負担してますから。ほんで、それと別に、さっきちょっと出ました、検査費もあつ

たと思うんですね。検査費もあったと思うんですが、この数年、例えばこの5年間でいいです。23年から27年までの5年間、この間どれだけね、毎年の負担金はわかります、決算書を見ればね。それ以外に検査したときに払ってる金があればね、それを出してほしいんです、金額。

それと、今後、これ、なくなるわけですから、当然さっき答弁あったように、それぞれの町が個々に委託すると、検査を。主に水質検査ということでしたけれども、その場合、どれぐらい経費がかかってくるのか。例えば去年、27年度決算出てますから、27年度の例でもってすれば、衛験で払ってる金と、新しくなくなってからこの分野にかかる経費が幾らなのか、その数字もあわせて、今とは言いませんから、決算までに出しといてもらえますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

負担金以外に発生する委託料とか、そういう費用は発生しておりません。全て負担金の中で、検体が多くても対応していただいています。

それと、ことし、28年度の後半の分につきましては予算をいただいていますんで、私どもの課でしたら191万5,000円の検査する分の予算をいただいています。

○議長

山口君。

○7番

どういうことですか。解散は来年3月やけど、10月から検査、衛験でできないから、本来なら、西和でやってたらただ、ただって言ったらおかしいけど、負担金だけで済んだのが、別に金額が発生するということですか。そしたら、ことし1,000万払ったやつはどうなるの。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ことしの前半の分につきましては、組合のほうで今までどおり検査のほうを行っていただいていたんですが、後半につきましては、先ほどの説明でもさせていいただきましたが、委託で、組合のほうでは検査は行わないと。持っていくのは組合に持っていきますが、組合のほうはもう解散に伴う準備とか、いろいろ事務しますんで、この分につきましては3月議会のときに、前課長のほうで大まかな説明はしていただいていますんで。

○議長

山口君。

○ 7 番

説明があったそうで、僕がちょっと覚えてなかったもんですからあれです。

それでもね、半年で191万で済むの。ほんなら、来年からすごく安くなるということでええんかな。1,000万も今まで出したの一体何やったのってなりませんか。いや、ほかに検査機関がなかったから、つくらざるを得んかったっていう、その当初の経過はわからんから何とも言えませんが、財産処分も来年3月にならんとわからんのでしょう、この後、議案出てきますけど。金額とか、そんなんは全然わからんのでしょう。平群町、返ってくるのか、返さなあかんのか、そら、どっちになるか知りませんが、まあ、いいですけど。

じゃあ、去年まではもう負担金だけで、あとはもう全部、平群町がやる調査についてはその中に入ってるから一切要らなかった、それはわかりました。そしたら、来年からどれぐらいかかるかっていうのはちょっと、10月からで191万やったら380万って思ってたええのやったらそういうふうに言ってください。出せるんやったら数字で、例えば去年の実績に合わせて出してもらったらどれぐらいになるか、出していただけますか。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

ことし予算いただいておりますが、その分につきましては、先ほど191万5,000円は住民生活課で、あと清掃センターとか水道、教育委員会はもうプール終わりましたから、今年度は発生しませんが、ことしでしたら、その委託料がざっと500万程度予算いただいております。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

各課またがるんやったら政策推進課のほうでまとめて出してください。決算に出してください。いいですか。

○ 議 長

はい、政策推進課長。

○ 政策推進課長

議員おっしゃることはよくわかります。どういう資料を用意したらいいのかっていうのは、頭の中では理解はしております。ちょっと各課、今まである意味見えてこなかった費用を一旦表に出すということですので、ちょっとどういう状況になってるのかということも含めて、各課へちょっと聞き取りをした上

で検討させていただいて、当然短期間でつくって出せるものであればお出しをしたいというふうに考えております。

○議長

よろしいですか。馬本君。

○12番

行政側、決算までに出すとか何とか、今いろいろ答弁言っはるけど、この議案は即決案件や。ちゃうの。そやったら、今出せや。そうなるぞ。それによって採決は変わるぞってなりますよって。これ、付託するんやったら別やで。即決案件やろう、きょうの。そやったら、今までの経緯も皆出せや。これは、基本的にね、広域で町長と議長で、俺も議長させてもうたからな、そういう委員会あるやん。王寺でようやってました、広域のね。議員になり、行政側になったり、西和消防のあこでもやってた。それはそれでいいやん。けれども、今出しなはれや。そうしやんだら、即決案件の意味ないで。私、審議できへんで。何が決算のときまでに出せって、はいはいってよう言うな。それが議会運営かって言いたくなるよ。恥ずかしいで、これ、モニター見てはったら。それによって私のこれの可否、変わるかもわからへんで、そやったら。そうでしょう。議会運営っていうのはそんなもんでしょう。議会運営委員会って何なの。何のためにすんの、前もって。そやったら、今から議会運営委員会を開けや。付託すんのやったら付託したらええねや。ちゃうか。文教厚生委員会にこれを付託しますんやったら付託したらええのや。そのときに出すんやったら出して、そこで審議して、委員さんの採決もうて、最終議会で、本会議場で賛否をとったらええんねん。そうなりませんか。議会運営っていうのはそうでしょう。本会議もそうやろう。そこら辺、どうやの、行政。そやったら、そのノウハウは皆さんよく御存じやねんから、今、議長に申し出て、ちょっと休憩をお願いしたいと、暫時ね。ほんで、今からその議案、今までの経緯について全部資料渡しますっていうのが議会運営のやり方ちゃうんかいな、本会議の。その点、どうやの、町長。担当者はどうやの。

○議長

それでは、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 4 1 分)

再 開 (午後 3 時 1 8 分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

大変貴重な時間をおとりいただきまして、どうもすみませんでした。

今、資料のほうを配付させていただきましたので、その資料の説明ということで、まず初めに、この西和衛生試験センター組合はというところの部分を朗読させていただきます。

「もう読んだで」の声あり

○住民生活課長

よろしいですか。そうしたら、ちょっと読んでいただきまして、あと、経費の比較と決算書というところに財産、備品とか、いろいろな内訳を記載しております。

経費の比較の横長の紙、これについて説明させていただきます。

経費計、負担金、委託料というふうに上にありまして、26年度、27、28、29年度と書いております。26、27年度につきましては、それ以前と同じ状態で負担金、組合に対する負担金で全ての検査を行っていただきました。28年につきましては、上半期の9月までが組合で検査を行い、10月以降は委託による費用が発生する検査になります。その部分が、28年度を見ていただきましたら、28年度には負担金と委託料の計、足してもらった分が経費計になります。29年度の予定でございます。29年度、これはあくまでも上下水道課、教育委員会、地域振興センター、清掃センター、住民生活課と書いております、ことしの予算ベースで、その倍掛けしたものが29年度に書いておりますが、上下水道課につきましては未定となっております。これは、委託という方向ではなく、また組合のほうに加入されますので、新たに加わった組合の分で、また新たに計算されてから負担金が算出されるということで、今の時点では未定ということで記載させてもらっております。この分に、今までの検体の数とか、今後いろいろ検体の数の分も変わるかわかりませんが、若干安くなるというような見込みをしております。29年度以降、委託により、ほとんど変わらない数字になっておりますが、若干安くなるというような感じになっております。

それと、この決算書につきましては、後で議案のほうでまた説明させていた

だきます。

以上です。

○議 長

質疑ございますか。山口君。

○7 番

これ、もともと西和で全部やってたときには、上下水道課の分もそっちでや  
てるから、水道事業会計には経費は発生してなかったんやね。今回、10月か  
らの分については、予定として74万円かかると、それは水道会計のほうで措  
置してると、そういうことやね、これ。そういうことでいいですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、山口議員のお述べのとおりです。

○議 長

山口君。

○7 番

そしたら、水道も入れれば、大体これまで払ってた1,000万ちょっとぐ  
らいで年間、来年度以降もというか、来年度も大体それぐらいの金額でやって  
いけるといふうに担当課のほうでは見てるわけですね。それでいいですね。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

はい、そのとおりでございます。

○議 長

ほかにもございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第11 議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第43号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。よろしいですか。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第 1 2 同意第 1 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第 1 号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 吉田美智子は、平成 2 8 年 1 2 月 7 日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字平等寺 2 9 番地の 2

氏 名 吉田美智子

生年月日 昭和 1 9 年 1 月 3 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。

○町 長

御説明申し上げます。

吉田氏は、昭和 4 1 年から平成 1 6 年までの 3 8 年間の長きにわたりまして、平群幼稚園教諭として、昭和 6 2 年からは園長として御活躍いただきました。現在も教育委員として、長年の経験を生かしていただきまして、学校教育、社会教育の推進に御活躍、御尽力いただいております。

つきましては、任期満了に当たり、引き続き委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより同意第1号について採決を行います。  
本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める  
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年9月2日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畑2154番地

氏 名 五十川史一  
生年月日 昭和26年4月28日  
以上でございます。

○議 長  
町長の説明を求めます。はい、町長。

○町 長  
御説明申し上げます。

五十川史一氏は、長年にわたりまして小中学校教諭として学校教育並びに地域福祉の向上に御尽力いただいております。現在は平群町民生委員、児童委員に御就任いただき、御活躍いただいております。

人権擁護委員として適任であると考え、法務大臣に推薦するに当たりまして、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議 長  
お諮りします。  
本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長  
異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

日程第14 発議第6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について  
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局 長  
それでは、朗読いたします。

発議第6号

平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年9月2日

提出者 井戸太郎

平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、平群町における恵まれた自然環境、安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 平群町の恵まれた自然環境及び安全安心な生活環境は、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項第1号に規定する太陽光及び同項第2号に規定する風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及び附属施設をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 自治会 その区域に事業区域を含み又はその区域が事業区域に隣接する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (8) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地、当該土地にある建築物又は再生可能エネルギー発電設備からの水平距離が、当該発電設備の高さの2倍の範囲内にある土地若しくは建築物を所有する者をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令等及びこの条例を遵守し、平群町の恵まれた自然環境及び安全安心な生活環境に十分配慮し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業に必要な公共施設及び公共的施設を自らの負担と責任において整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、再生可能エネルギー発電設備が不要となった場合、速やかに原状回復に努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、第2条に定める基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用を受ける事業)

第7条 この条例の規定は、発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設を設置する事業及び発電出力20キロワット以上の風力発電設備を設置する事業に適用する。ただし、建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業を除く。

(抑制区域)

第8条 町長は、次の各号のいずれかの事由により特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより事業を行わないよう協力を求める区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

(1) 自然災害の発生が危惧される場所であること。

(2) 保全すべき市街地景観が保たれていること。

(3) その他町長と必要と認める事由

2 町長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(協議)

第9条 事業者は、第7条に規定する事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を町長に届け出て、協議しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 前各号に定めるほか規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出て、協議しなければならない。

(住民等への説明等)

第10条 事業者は、事業を施行しようとするときは、前条第1項の規定による協議を行う前に、自治会の住民及び近隣関係者（以下「住民等」という。）に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前条第2項の規定による変更の協議を行う前に、住民等に対し、事業内容等の変更に関する説明会を開催しなければならない。ただし、事業内容等の変更が軽微で町長が説明会の開催を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、住民等の理解が得られるように努めるものとする。ただし、住民等が事業者の説明に応じないとき、その他規則で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。

(審査)

第11条 町長は、第9条の規定による協議に当たっては、審査を実施する。

(協議の終了の通知)

第12条 町長は、協議が終了したときは、事業者に終了した旨の通知をするものとする。

2 町長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

(事業の着手等の届出)

第13条 事業者は、事業の着手、完了、中止又は再開をした場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(事業の完了の確認)

第14条 町長は、前条の規定により完了の届出があったときは、確認するものとする。

(報告及び立入調査)

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は町の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする町の職員は、その身分を示す証明書を携

帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者

(2) 正当な理由なく第12条の規定による通知を受ける前に事業に着手した者

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかった者  
(公表)

第17条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。井戸君。

○3 番

ソーラー発電はクリーンな再生可能エネルギーで、世界的にも普及が進んでいます。ただ、普及が急激に進んだことから、日本の各地で近隣住民とのトラブルが多発しています。

今回、問題となっている若葉台の西側のメガソーラー発電所について、何枚のパネルが設置されるのか、どなたも知らないと思います。平群町の担当課も

私もわかりません。当初は約9,000枚、今は7,800枚、実際は謎です。なぜなら、事業主である業者しか知り得ないからです。全員協議会などで議会に説明がありましたが、既に大幅に計画が変わっています。例えば、そのときの説明された変圧器の場所も変更され、近隣の住宅から半分の距離に近づいています。事業者のやりたいようにでき、それを秘密にもできます。奈良県の建築課においても、宅地造成法に基づき、土砂災害が起きないように造成等の指導はするが、その上に何をつくるかまで調査する権限はないということでした。

メガソーラー発電所に関する規制が一切ない現状では、事業者には報告義務がなく、平群町、地域住民、誰ひとりとして、知りたくても知り得ません。要するに、誰しものが全く関与できないわけで、隣接地までの距離、若葉台西区の場合、近くの家から約5メートルであったり、パネルによる熱、音、懸念する弊害もチェックできません。現に、事業主の対応への不信感から、地元自治会とのトラブルに発展しています。

そこで、せめて平群町や地域自治会の住民に前もって事業内容を報告させる必要があるのではないかと思い、本条例の制定に踏み切りました。内容的には、事業主の財産権を守りつつ、地域住民との平和的な共存を築いていくために協議を主体としました。

これらの問題は、今後、平群町全体に及んでまいります。現に、平群町の山間部でもほかに開発予定があるそうです。平群町全体で起こり得ることを踏まえた上で、またさらに、今回の若葉台西側の開発にも適用できるようにするため、急ではありますが、この9月議会で発議させていただきました。

今回、ローズタウン若葉台で500筆に迫るメガソーラー建設反対の署名が集まりました。若葉台で同じように署名を集めたならば、西半分で同じような数の署名が集まると想定できます。すると、足して約1,000筆、これは平群町の人口の5%相当になります。この住民の方々の意向も十分に酌んでいただき、ぜひとも今9月議会で本条例を可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。城内君。

○2番

井戸議員、御苦労さんでした。大変だったと思います。それで、早速、井戸議員に質問させていただきたいと思います。

8月18日に奈良新聞に掲載されているように、県に出された許可願に対して、県が指示した補正に対しては県には何らの回答が寄せられていないということです。このことは、当日、県庁の担当課に直接聞きに行っていたので確認しております。太陽設備から何も言っていないので、審査も何も進行しようが

ないとの県庁担当課のお答えでした。この事実によりまして、許可が出る前にこの条例を通せば、条例の効果によって、太陽設備に対して何らかの交渉の余地が生まれるチャンスだと考えている方が多いようですし、私もその1人です。

そこでお聞きします。設計のための樹木の伐採など、既に太陽設備の手が入っておりますが、この条例の制定によって遡及的適用はできるのでしょうか。我々の要望の力になるのでしょうか。誤解を生みやすいので、できる、できないで、できるだけ簡単、明確にお答えいただけますか。

○議 長

井戸君。

○3 番

まず、お答えする前にですけども、総務建設委員ですけども、今お答えしてよろしいですか。はい、わかりました。

一番コアな部分でありまして、確かに城内議員のおっしゃるとおり、これ、もう既に始まっているのじゃないかっていう部分なんですけども、問題は、着手をいつにするかっていうのが問題になってくるんですね。許可がおりる前にと  
いうより、許可が着手とみなすのか、例えば、私が参考にさせていただきました赤穂市のように、草刈りの時点から着手とみなすっていうふうになればですね、余りにも手前過ぎて、もう今、適用のしようがありません。ただ、これは現実的にちょっと、見習っておきながらなんですけども、着手が早過ぎるのではないか、その時点から60日前には業者の中でも計画が成り立っていないって  
いう可能性があります。ですから、問題は、この着手の時期がポイントになってくると思います。この辺は規則で、もしくは要綱等で定めることになるので、行政側、町長の意見ですとか、担当課の意見になってくると思うんですけども、着手時期をいつにするかによって、例えば工事が始まった時点を着手にするのか、それから、パネルを搬入したときに着手にするのか、これによってすごく変わってきます。ですから、これは、遅ければ遅いほど今回の件に適用しやすい。おっしゃられるように、私が知る限りでは、業者がまだ全然進んでない状況です。ですから、この業者がいつ着手、要は、どの段階で何ができるのか、9月中にできるのかもわかっておりません。ですから、ここの着手次第になってくると思います。

2点目としては、もし着手の後に条例ができた場合ですけども、これ、本当に難しい問題で、遡及できるのか。これは私自身の考えになってしまいますけれども、基本、不利益なことは遡及できないというのが法律の大原則でございますけども、ただ、この場合、まあいうなれば、届け出が不利益に値するのかっていう部分になってくると思います。私は、不利益には値しないのではない

かと、あくまでも届け出ですので、これが例えばいろんな条例、よく言われてます狙い撃ち条例っていいですよ、その業者のそういう事業そのものをとめるような問題であれば、明らかに不利益なので適用はされないと思いますけど、私は適用できるのではないかと考えています。

○議 長

城内君。

○ 2 番

同じことを町当局にもお聞きしたいと思います。設計のための樹木の伐採など、既に太陽設備の手が入っておりますが、この条例の制定によって遡及的適用はできるのでしょうか。我々の要望の力になるのでしょうか。誤解を生みやすい事項ですので、できる、またはできないと明確にお答えいただけたらありがたいです。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

この条例は発議でされてますので、町のほうからの条例提案ではございませんが、一般的にはですね、法令あるいは例規は施行以後の、将来に向かってその効力が生じ、過去には効力が及ばないのが原則というふうになります。

今回の件につきましては、本条例は事業者に一定の負担を課すとの目的を達成しようとする条例であるかというふうに思うわけであります。本条例を遡及的に適用することは不利益、あるいは不利益不遡及の原則という不利益に該当すると思います。既に発電設備の事業を平群町内で行っている、要するに、今現在、宅造規制に関する許可申請書が県にも提出されております。ということで、本条例の効力を遡及的にその業者に及ぼすということは、不利益不遡及の原則から大変厳しいんじゃないかというのが私たちの見解であります。

○議 長

城内君。

○ 2 番

ありがとうございました。

それで、また委員会的时候にしようかなと思っと思ったんですが、今、お言葉がありましたんで、もう1点、この条例には定義とか、それから、いろいろ決まりとか基準とか、そういうのが全然ないのでちょっと困ってたんですけども、今の着手という言葉、9条に書いてはるんですけどね、これの定義がないので、ちょっとあれかなと思っと思ったんですけども、それについてのお考えを聞かせてください。

○議 長

井戸君。

○3 番

定義っていうのは、これは第3条に据えて書いてあるように、これは最低限必要な、言葉に誤りがないように一つ一つ説明をしているのが第3条に書いてございます。私の意見というか、先ほどと全く同じになるんですけども、9条の着手をいつにするのか、これがすごく重要になってくるんですけども、この着手というのは、どこを見ても条例には記載されてございません。着手はいつにするのか。一般的には、今回、一般的というても、実際のところをいいますと、あまり事例がないという部分がありまして、着手はもう町当局で決めれることだと私は考えております。

先ほど課長が、そのときからと言いましたけども、ちょっと法律上の間違いがあるのではないかと。いいことに関しては遡及もしますし、もし住民さんがこれを聞かれてた場合、語弊を招くのではないかと思うので、そこは指摘しておきます。あくまでも遡及は不利益をこうむる場合のみのはずでございます。

以上です。

○議 長

いいですか。ほか、ございませんか。森田君。

○4 番

発議者の井戸議員には敬意を表したいと思います。

しかしですね、日本の発展を阻害してるのは規制なんですよね。規制があるために、諸外国とのあつれきに日本が負けておるとい実情がございませぬ。私は、そのことも含めてですね、もう少し何かの上位法に基づいてとか、町の条例、ほかの条例の加筆によってできなかったかなというのを思います。

しかし、井戸議員の発議に対して敬意を表したいと思うんですけども、総務建設委員会に付議されてますので、私、入っておりませぬので、二、三お尋ねします。

発電出力とは、何をもって発電出力と言われてるのか。

それと、もう一つは、風力発電についてですね、どれぐらいの、私、太陽光だったら大体わかるんですけども、20キロワット以上の風力発電とは、大体どんなものをと言われてるのか、私全然わかりませぬので、例えば羽が20メートルぐらいのものなのか、その辺がわかれば。

○議 長

はい、井戸君。

○3 番

ちょっと手元に資料がないんですけども、ちょっと何メートルかっていうのは私もよく言えないんですけども、一般的に建てられております琵琶湖でありますとか、ああいう近辺で建てられてます一般的な大規模なものをそういうものと理解しております。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっとお尋ねしたいんですけど、この単位ですね、出力50キロワット以上の単位、何をもって言ってるのか。単位が出てないんじゃないかなと思うんですけども、その辺が。

○議 長

井戸君。

○3 番

50キロワットっていうのは、これ、キロワットが単位なんですけれども、出てないというのはちょっとどういう意味かがわからないんですけども、大体50キロワットっていうのはどの程度かといいますと、大体260坪から300坪の間ぐらいの土地に敷き詰めるぐらいが、ちょうど1,000平米ぐらいですかね、1,000平米ぐらいに敷き詰めると50キロワット。今回、50キロワットという設定にさせていただいたのは、先進地も含めて50キロワットっていうのがほとんどで、条例や規則を見ましても、ほとんどが50か1,000平米っていうことになっております。

なぜ50が境目になるかといいますと、50キロワット以上になりますと高電圧で、600ボルト以上で変電しなければならないと。いろいろな、50キロワットを超えますと一気に高圧受電となりまして、そういう設備もそうですけども、協議、全てに及んで、例えば専任の保安の方々とかが必要になってまいります。大きくは600ボルトが境目で、50キロワット以上の事業には600ボルト以上を使うということになっております。

○議 長

森田君。

○4 番

単位というのは、時間当たりなのか、1日当たりなのかということをお尋ねしたかったんですけども、それは結構です。

もう一つは、風力発電のことが一番問題になるのは騒音問題なんですね。あれが低周波でですね、距離が離れてても非常に被害が出てるといような状況ですね。これからそういうことを附則なり細則なり要綱書で定められると思う

んですけども、その辺の考え方は、町に投げかけようとしてるのかですね、これに基づいて、町がつくってくれと、施行細則も規則も要綱書もつくってくれと。そうじゃないと、この条例を施行しても、何ら書類も形式も出てないと。その辺のことをどう考えておられるのかということと、もう1点ですね、5条の4項、これが不要になった場合は速やかに原状回復に努めなければならない、大抵こういうことは倒産なり、事業がなくなってどうしようもないというように思うんですけども、その辺のことは、何ぼ条例に書いてても相手がおらなくなる、こういう撤去とか撤退するときはですね、法人自身がなくなれば責任もなくなるわけですから、その辺のことをどう考えておられるのか。一生懸命やっておられるのはよくわかるんですけども。

○議 長

井戸君。

○3 番

2点質問がありましたので、まず、規則や要綱についてですけども、もちろん私も参加をさせていただいて、一緒に考えていきたい部分はありますけれども、ただ、私の今回の、どういいますかね、ここ、いろいろあるんですけども、いかに行政にも余り手間のかからないようにっていうところもきっちり考えて、予算ですね、かからないようには考えております。そういう意味では、例えばですけども、普通だったら審議会をつくることにあっても、審議会は、あくまでもこれは行政側に任せてみよう。私は、審議会自身は必要ないのではないかと思いますけれども、行政側が必要って判断すれば、規則で、例えば審議会を制定するとなれば、審議会をつくることもできます。ですから、もちろん私の意見はありますけれども、やっぱり行政側の、実際、執行段階において執行するのは行政ですから、その担当課なり町長の意向を十分に踏まえた形で進めなければならないのかなとは思っております。

もう一つですけども、確かにこれは本当に、ローズタウン若葉台も、こういう潰れた、倒産してなくなっているんですけども、同然になってる会社に苦しめられてる部分もあります、さまざまな部分で。私も重々承知はしてるので、速やかに原状回復に努めなければならないという文言をあえて入れさせていただきました。ただ、これが実際に担保されるのかどうか、あくまでもこれは業者があつての話ですので、森田議員のおっしゃるように、潰れてしまえば打つ手はないのかなとは思っております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

4時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時10分)

再 開 (午後 4時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

時間延長、午後8時までといたします。

総務防災課長より発言を求められておりますので、許可いたします。総務防災課長。

○総務防災課長

貴重なお時間をちょっといただきまして、答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。

一般会計の補正予算で、森田議員からの質問ですね、PCBが町内にまだ存在してるかどうかという質問でございまして、再答弁の訂正をお願いしたいと思います。現在、中央公民館においてですね、中央公民館の高圧受電設備にPCBの機器が存在するということでございます。今現在稼働中ではございましてですね、それにつきまして、現在もあるということで、訂正させていただきたいと思っております。どうも失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○議長

- 日程第15 認定第1号 平成27年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成27年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成27年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成27年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成27年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 平成27年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 平成27年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第8号 平成27年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第9号 平成27年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第10号 平成27年度平群町水道事業会計決算の認定について

以上10件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第1号から認定第9号までの提案理由の説明を求めます。はい、会計管理者。

○会計管理者

認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号  
認定第7号 認定第8号 認定第9号 提案理由説明

○議長

御苦労さまでした。

続きまして、認定第10号の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

認定第10号 提案理由説明

○議長

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。馬本監査委員。

○監査委員（馬本隆夫）

それでは、平成27年度一般会計・特別会計決算審査意見書を報告します。  
一般会計の報告を申し上げます。

平成27年度の平群町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況等については、本年7月28日から8月22日まで審査を行い、町長に対して意見として提出させていただきました。

決算審査意見書については、既に皆さんのお手元に議案と一緒に配付させていただいておりますので、概要につきましては簡略に御報告させていただきます。審査方法については、各決算書及び決算附属書類などが関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類などと照合、確認などの手続を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付されました各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。なお、各会計の予算の執行及び事務処理等についての審査は、毎月実施しております例月出納検査などの結果を参考に審査を行いました。

決算審査意見書の1ページから33ページまでは、決算の概要、一般会計及び特別会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細並びに基金の運用状況等について記載しております。

次に、34ページから35ページについては、結びとして、監査委員の意見を述べさせていただきます。

結びといたしまして、平成27年度の決算審査をする中で、近年の決算状況を見ますと、平成16年度より6年連続して赤字決算であったが、平成22年度決算では実に7年ぶりに黒字に至ったところであります。以降6年連続して黒字決算となっておりますが、単年度収支を見れば、平成23年度及び25年度においては赤字となっており、安定した財政基盤の確立に至っているとは言いがたい状況にある。

なお、平成27年度決算における単年度収支は黒字となっているところであります。その要因としては、歳入面では、当初予算と比較し、国の地方創生関連の臨時交付金や地方交付税、地方消費税交付金、配当割交付金、株式譲渡割交付金の増加が挙げられ、当初予算における財源不足を補っている。また、歳出面では、継続した経常的経費の削減の取り組みや職員給与の減額措置、し尿運搬・処理費等が減少した結果と考えられます。当初予算では相当の未確定財源を計上した平成27年度予算であったが、地方交付税や地方消費税交付金といった収入増に加え、歳出面では効率・効果性を重視し、予算執行に努められた結果の決算内容となっているものと思料されております。

今後も、第2次平群町行財政改革大綱に基づく財政健全化に向けた取り組み

を確実に実施しながら、限られた財源の中で最大の行政効果が得られるよう、各種事務事業の効率的な執行に努められ、ひいては財政健全化に向け、引き続き取り組まれない。

まとめといたしまして、平群町において、本格的な少子・高齢化が進む中、医療や福祉といった社会保障関連経費が増加する一方で、個人住民税などの税収確保が困難な状況にあり、厳しい財政状況をいかに打開していくか、その対策が急務であります。このような状況を踏まえ、今後は老朽化した公共施設の整備に係る建設費の財源が必要となるため、これまで以上に優先順位を厳しく選択する必要があります。

また、具体的には、既の実施してきた平群駅周辺整備事業やゆめさとこども園建設事業、学校施設の大規模改修事業に係る地方債の償還財源などが見込まれるため、安定的な財政運営を行う必要があります。財政の健全化を維持していく上で、常に費用対効果を意識し、さらなる経費の削減を図り、効率性や有効性に配慮した予算執行に努めることが求められます。

また、税収確保に向けた人口対策として、第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた住宅の流通や定住化の促進、雇用・労働・産業の場の創出など各種対策を実施し、より一層の努力が期待されます。

今後も、本町を取り巻く財政状況はますます厳しい状態が続くと思われませんが、早期健全化基準に該当することのないよう、予算執行に意を払い、財政運営に鋭意努力されることを切に要望いたします。

また、36ページ以降につきましては、決算審査の資料をつけさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

以上、監査委員からの決算審査結果の報告とさせていただきます。

続きましては、水道事業会計決算審査の結果の御報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道管理者から審査に付されました平成27年度平群町水道事業会計決算の審査結果につきまして、御報告をさせていただきます。

審査の意見書につきましては、議案と同時に皆さんに配付させていただいております。

審査の概要は、その中の1ページに書かさせていただいておりますように、平成28年5月26日から7月25日までの期間、審査に当たりました。また、水道庁舎において、所要の現地審査も行いました。さらに、毎月実施してる例月出納検査の検査事項も参考にしながら、審査をいたしましたことをあわせて御報告させていただきます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法、水道法、平群町水道事業給水

条例等の規定に基づき、おおむね適正かつ正当に処理されていることが認められました。

なお、11ページに結びとして記載いたしております。

次に、決算審査の概要につきましては、簡潔に御報告させていただきます。

平成27年度の給水人口は1万9,328人と、前年度と比較して76人減少となっており、給水件数は7,796件で、前年度と比較して45件の増加となりました。また、年間総配水量は217万7,365立方メートルで、前年度に比べ3万4,276立方メートルの減少、有収水量は194万6,822立方メートルで、前年度に比べ1万1,854立方メートル減少となっており、有収率は89.4%で、前年度と比較して0.8ポイント増となっております。

給水収益は4億461万9,102円と、前年度と比較すると259万1,369円の減少となりました。さらに、営業外収益や営業外費用、特別損失をそれぞれ計上した結果、728万7,222円の当年度純利益が計上されています。前年度繰越利益剰余金2億3,434万8,985円と合わせて2億4,163万6,207円を翌年度への未処分利益剰余金として処理されています。

よって、平成27年度の決算は728万7,222円の純利益となり、今年度は黒字決算となりました。

平成27年度は、おおむね健全な経営がされていると評価できるが、今後、水道施設の老朽化に伴い、施設の維持管理費用がさらに必要となることから、公営企業として経営改善が強く求められることを指摘します。

また、将来にわたり、安心・安全な水道水を安定的に供給し続けることができるよう、決算審査意見として次の事項を述べます。

第1、給水業務を永続的に円滑に運営していくために、専門性を有した経験豊富な人材を確保していく必要があります。引き続き職員研修の充実と人材育成に努められたい。

2番目といたしまして、水道料金の徴収業務に関しては、未収金対策として督促・催告・給水停止措置の業務を計画的に実施されているが、今後も未収金対策にはより一層の努力をお願いしたい。また、漏水防止対策により、有収率の向上にも努めていただきたい。

3番目といたしまして、水道施設の老朽化対策、耐震化の推進、水質管理、危機管理は、安全な水道水を安定供給するために必要不可欠であることから、藤城池を初め、取水能力の低下している各浄水場を廃止し、セキュリティー面や給水単価から見ても安価な奈良県営水道100%受水を行い、将来の財政負担の軽減を図るなど、計画的な財政運営にも努めていただきたい。

最後に、昨年策定されました平群町水道事業ビジョンにおいて、中長期的な視点で示された基本施策、「安心・安全な水道水の供給」、「強靱な水道の確立」、「水道サービスの持続」の実現に向け、公営企業の基本原則である経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共福祉の増進のため、より一層の健全な水道事業経営に努められるよう、大いに期待をいたしまして、監査委員の決算審査報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長

はい、御苦労さまでした。

18時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 5時55分)

再 開 (午後 6時11分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

これより本案10件に対する質疑に入ります。

まず、認定第1号 平成27年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「全体」の声あり

○議 長

全体です。山口君。

○7 番

資料請求、何点かさせていただきます。

全体的な部分でいうとですね、一つは土地借上料の総額、用地別ですね。

それから、マイナンバー制度実施による電算システム改修の年度別総額とその財源。

それからですね、LED化による電気代の効果。これは町の経費に係る部分全ての資料ということでお願いします。

それから、人件費、町職員と臨時職員、それぞれの人数と経費総額。これは

できたらこの3年分、25、26、27でお願いいたします。

それから、一般会計全部となると、相当出てくるんですけども、全部言うてええかな。

○議長

はい、どうぞ。途中で一旦確認しますので、数があれば。

○7番

はい。ページ数言わずに、企画費の委託料、事業・業務委託料の内訳。

それから、地方創生、これ、国からの交付金が何点か27年度あったと思うんです。26年度からの繰り越しもありましたから、地方創生関係の交付金の実績。当初予算というか、予算で申請してですね、国から許可をもらって、実際にやった事業の交付金充当額も含めて、明細を出していただけますか。

それから、消費税についてですね、これについては地方消費税の交付金、金額、相当ふえてます。いろんな資料を見ると、社会保障充当金なんかも出てますから、その辺、一つは入ってきた金の内訳、それから、同時にですね、一緒に、1枚物にしていただくとありがたいんですが、町がですね、これは正確には出ないと思いますが、消費税として払った額、これについても三、四年分あればありがたいかなというふうに思います。

○議長

そしたら、今、一旦確認します。

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員のほうから資料請求ということで、何点か頂戴しております。当課のほうで対応させていただく部分につきまして、御答弁といえますか、確認させていただきます。

まず1点目、土地の借上料でございますが、各予算項目にございます施設等の土地の借上料については、従来どおり一覧表ということでお出しをさせていただきます。

マイナンバー関係でございますが、これも主には電算ということで、お述べいただいたとおりですので、財源内訳含めて、お出しをさせていただきます。

それと、企画費の委託料関係でございます。業務、多岐にわたってございますので、一覧表として取りまとめて、資料としてお出しをさせていただきます。

次に地方創生絡みでございます。地方創生も多年にわたる、また多種にわたる事業出ておりますので、それも事業ごと、予算額並びに充当額含めて、一覧表でまとめたものをお出しをさせていただきます。

次に消費税でございますが、交付金が今年度かなり多額にふえておるとい

こともございますので、その分の増加の原因、並びに町が支払いをした消費税の額ということで、ちょっとこれは、何年か前には見たことがあるんですけど、3年というふうにお聞きしておりますので、なるべくそれに沿うような形で資料のほう、提出をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

山口議員の資料請求の中で、人件費及び臨時職員、25、26、27年度分の人数、支出額を提出させていただきます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

LED化に伴う電気代の効果、防犯灯の関係でよろしいんですかね。

○議 長

山口君。

○7 番

いやいや、電気代全部。庁舎も含めて、LED化へ大分してるでしょう。防犯灯についてはね、1灯につき幾ら低くなるっていうのは聞いてます。それはもうこの間、何回か聞いてて、若干数字変わるやろうけども。いや、全体として電気代がどうなったかということで、やっぱりある程度どっかで検証しないとだめでしょう。LED化にかえて、電気代、当然安くなってるわけやから。ただ、関電の電気代がここんところ上がって、またちょっと下がったり、いろいろしてるから、そら、あるんやろうけど、一応、やる前とやった後の金額がどれだけ下がったかっていうのはどっかで検証しないといかんから、庁舎なら庁舎、それから、あと出先のところも含めてですね、町が払ってる電気代については全部。だから、防犯灯についてはもう別でいいですよ。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

庁舎内、当然LED化しておるわけでございますが、LED化で特化してその効果というのは非常に難しいところもございますので、過去、電気の使用料ですね、本庁舎を含めて、各出先も含めて、電気の使用料を過去3年間で提出をさせていただきます。

○議 長

はい、山口君。

○ 7 番

あと、乳幼児・子ども医療費の助成の内訳、財源も、県からも金が出てますから、その内訳を出していただくのと、それから、それも含めて、福祉医療全般、扶助費で出てると思いますけれども、そのですね、これも県のほうが幾らで町のほうが幾らか、これも出していただけますか。

それから、保育園なくなって、幼稚園なくなって、こども園に変わってますんで、その人数。これは5年分ぐらい出していただければ、23年ぐらいからね、在園数ですね。保育所と幼稚園、去年からはこども園ですけど、はなさととゆめさとの在園人数、それに町外に委託している人数。

それと、あと私立の幼稚園に行ってる人数もわかればありがたいんですが、町の管轄じゃないんで、出なければ結構ですし、わかれば出していただきたい。

それから、この間、さっき出てました防犯灯について、町の補助金も出してLED化にどんどんかえていってますが、それが、本来なら昨年度ぐらいで終わるといふうに聞いてましたが、今年度まで多分かかるんだろうと思うんですけれども、その実績の資料。

それからですね、斎場についてですけれども、これについてもですね、生駒市が昨年度から平群町と同料金でということになってますんで、その生駒市の分が別、これまでも生駒市の一部については町内並みだったから、確実にそれで何人ふえたかっていうのは出にくいと思いますが、いずれにしても、斎場の使用状況ということで、火葬とか、資料として出していただけますか。

それから、可燃ごみの年度別の一覧表。これはちょっと、有料化になってからどう減ったかというのはやっぱり検証していく必要があるんで、それについてもですね、過去からの資料を出してください。

あと、指定ごみ袋、これもいつも、前回の決算も、ことしの予算でも資料請求してますけれども、指定ごみの在庫の状況、これも出していただけますか。

それからですね、いつももらってる不燃物の処理委託料、これの明細。

あと、そのうちの粗大ごみの処理の年度別実績。

もう一つごみ関係で、塵芥処理費の委託料、不燃物の委託料。これはちょっと3年分ほど決算ベースでいただければというふうに思います。

○ 議 長

一旦いいですか。

はい、教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

こども園の23年度以降5カ年の人数、それから在園数ですね、これについ

ては資料を用意したいと思います。

私立の幼稚園へ入園している人数につきましても、資料を作成したいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

乳幼児医療費制度を含めてですね、福祉医療制度全般、平成25年度から27年度までを出させていただきます。

それから、町外委託の人数は平成23年から出させていただきます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

防犯灯のLED化の実績、26、27、28、3年分の資料として出させていただきます。

斎場の使用状況、火葬の内訳ですが、26、27、対比した一覧表を作成させていただきます。

可燃ごみの年度別一覧表、いつも、例年の同じ様式で出させていただきます。指定ごみにつきましても同じ様式で出させていただきます。

不燃物処理委託料につきましても同じ様式で出させていただきます。

粗大ごみの年度別一覧、出させていただきます。

塵芥処理費委託料の内訳も資料として出させていただきます。

○議長

はい、山口君。

○7番

あとね、ペイジー収納で、コンビニ収納を去年からだったと思うんですけど、これの実績がわかる資料を出していただけですか。そんだけかな。

それともう1点、教育関係で就学援助の、これも5年ほど、この間の推移がわかる、人数がわかる資料を出していただけですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、ペイジー収納の実績の分を出させていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

就学援助の23年度から5カ年間の推移がわかる資料、提出したいと思いません。

○議長

山口君。

○7番

もう1点。総合スポーツセンターの防災拠点事業、去年とことしの2カ年事業で、基本的に終わりましたから、実際どれだけの費用がかかって、財源内訳どうなってるのか、それがわかる資料。それだけ。

○議長

はい、橋本参事。

○総務防災課参事

防災拠点施設整備事業の事業費と財源内訳の表、資料として提出させていただきます。

○議長

植田君。

○6番

私も資料請求、幾つか。

予防接種の関係ですね、対象者数と接種率がわかる、3年ぐらい欲しいかな。それと、がん検診についても、各検診ごとの対象者と受診率がわかる、どういう状況で動いてるのかって見たいので、3年ぐらいあればありがたいなというふうに思います。

それと、学童保育の、これも三、四年、各学童ごとの定員に対して実際どれだけの児童が学童に入所してるのかっていうのがわかる数字。夏休みだけ学童に通う子もいますので、そこら辺も含めてわかる資料として出していただきたいなというふうに思います。

それと、1点ちょっと聞きたいんですが、がん検診のところで先ほど資料請求したんですけども、きょうも国保の会計のほうで相当な赤字が出てるんですけども、住民の健康を守るということで、私はずっと、やっぱり検診というのは非常に大事ななというふうに思ってきてまして、がん検診もその一つだと思うんです。そういう中で、一般質問でも何度か質問させてもらったんですが、前立腺がんについてね、この間、町の答弁としては、死亡率の減少につながるというふうな厚労省の見解が出てないので、前立腺がんのがん検診は、平群町としてはしないんだというふうな答弁を私はずっと受けてきたんですが、今、この前立腺がんについては、奈良県下ではほぼ半分、50%、49.何%かな、の自治体がもう実施を始めてると。生駒郡では、平群町以外、三郷、斑鳩、安

堵が導入をしてるといふふうに聞いているんですね。やはり住民の健康、これからどう守っていくのかっていうことが医療費の抑制にも私はつながっていくといふふうに考えてるんですけども、その点についてね……。

「個別ちゃうんか、それ」の声あり

- 6 番  
何ですか。

「個別やんか」の声あり

- 6 番  
いや、だから、全体やから構いませんでしょう、別に。検診というところですから、問題ないと思いますよ。  
その点について、現時点での町の考え方、担当課としてはどういうふうに見ておられるのか、この点についてお聞きをしておきたいと思います。

「資料請求ちゃうやん」の声あり

- 6 番  
資料請求以外でも聞けますやん。

「一般会計全部やで」の声あり

- 議 長  
そうです。

「全体じゃなかった、あと個別……」の声あり

- 議 長  
全部入っての話ですから、予算と違いますんで、決算は。全般について、全てのことについての対象になります。  
健康保険課長。

- 健康保険課長  
ただいまの植田議員の、まず資料請求の件ですけども、例年出させていた

いてます予防接種、がん検診の状況につきましてはどうですか、つくらせていただいて、出させていただきます。

それと、前立腺がんの件でございますが、毎回同じような回答でまことに申しわけございません。議員お述べのようにですね、県下で半分近くの自治体が導入されてるということは、私ども確認しています。それで、当然、国が推奨しているということではない状況で導入するのがいいのかどうかというの、まだまだ検討の余地があるというふうには考えております。それで、当然、三郷さんや斑鳩さんや安堵さんやということで、よく言われるんですけども、やはり町といたしましては、国保財政のことも考えながらですね、今後は検討していかなあかんというような状況に来てると思っております。それは、検討の余地があるというふうには思っております。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

各学童保育所の定員と人数につきまして、3年間でよろしいんですか。

「そうですね」の声あり

○教育委員会総務課長

人数につきましては、月平均の数字でよろしいでしょうか、各年度の。夏休み云々についてはその時期別個に。

「夏休みだけの子が何人おったということで」の声あり

○教育委員会総務課長

はい、わかりました。

○議長

ほかに。はい、窪君。

○10番

決算書では97ページであります、商工費の中で、今回、平成27年度中で、平群町プレミアム商品券の発行補助事業を初めて実施をしていただきました。これ、御存じのように、国の2014年度補正予算で計上された地方創生のための交付金を活用して、全国の市町村全体の98.5%で実施をされました。平群町におきましても大変多くの応募が出て、実施をしていただきましたが、事業概要と具体的な経済効果をまずお尋ねしたいと思います。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

窪議員の御質問にお答えします。

事業概要なんですけども、発行枚数は、1冊1万3,000円の商品券を1万2,000冊発行しました。総額で1億5,600万円発行です。応募は、1冊1万円をプレミアム率30%でお一人5冊までということで募集をしました。応募は5,547名で、1万2,000冊の発行枚数に対し、約2倍の2万4,632冊の応募がありました。当選のほうは、予約申し込み数は発行枚数を上回りましたので、世帯優先の抽せんとさせていただきます。抽せんの結果、世帯数3,939世帯に対し2,777世帯、当選率、1次抽せんで70.5%の世帯の方に当選のほういたしました。あと、使用の状況なんですけども、未使用分18万4,000円以外は、皆さん、全員使用されました。

続いて、経済効果なんですけども、経済効果については、プレミアム商品券1万2,000冊の応募に対して約2倍の2万4,632冊の応募があったということと、9月から12月、4カ月で使用期間内に全ての利用があったと、大型店舗のほうの主が多かったんですけども、1億5,600万円の商品券がほとんど使われたということがありました。また、アンケートでは、商品券をきっかけに商品の購入などの増加があったかっていう質問なんですけども、それで11.9%あったことや、参加店舗でも売り上げの増加に非常に効果があった、少しは効果があったと回答された方が、大型店舗で88.8%、大型店舗以外のところでも51.1%で効果があったと回答をされています。その他の参加店舗として、新たに商工会に8店舗の加入があったということから、平群町では初めての試みやったんですけども、一定の効果はあったんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

課題もたくさんあったと思うんです。これだけ、2倍の応募が来るといことは予測がなかなかできなくて、抽せんに漏れられた方々からはいろいろお声もあったと思うんですけども、今、課長言われましたように、アンケートで効果があったと、商工会のほうでも8店舗の加入がふえた。いろいろこのプレミアム商品券については批判も、いろんな御意見、それぞれあると思うん

ですが、何もしなければ前進がありませんので、少しでも、何ていうんですかね、100%ということは無理でしょうけれども、経済効果があったと思います。過日、新聞にこのように書かれてたんですが、全国の商店街振興連合会の坪井さんという理事長が、この事業に対して、庶民目線に立って推し進めていただいた経済政策であると、大変感謝されておられて、GDPの約6割を占める個人消費を刺激し、経済活性化に大きな成果を出したと。成功した理由の一つがプレミアム分ですね。割増分に税金が使われているものの、商品券の金額の大半が消費者負担であって、個人消費の押し上げに直接つながっている点と、やはり平群でも倍の応募があったということで、消費者の心をつかんだ政策であったと高く評価をされておりますので、平群でも一定の経済効果があったと、今の御答弁で確認をさせていただきました。

次にですけれども、平群町においてもこのように証明されたということで、今後、国のほうの動向も注視しながら、私ども公明党のほうもこの施策をまた進めていきたいという方向性も持っておりますが、町が、今後また、こういう国のほうの政策で出てきましたら、やはり主体性を持って取り組んでいただきたいと思いますが、この点、いかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今後の予定なんですけれども、今回応募のほうは2倍あったということもありまして、ほかのアンケートのほうでも、参加店のアンケートでは、今後参加したいで全体で64%、その中で負担があっても参加したいっていうので60%回答がありましたので、今後また補助率の高いメニューがあれば、町の財政状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○4番

今のプレミアム商品券のことだけでも、アンケートは実施直後のアンケートだと思うんだけど、実際、何か月たったら売り上げが落ちてるといようなことは、データとられてるんでしょうか。一般的に買い控えが起こるといのが通例だというふうに聞いているんですけども、その辺のデータはとられてるんでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

商品券の交換の日は9月1日からなんですけども、アンケートの期間は10月1日から9日、この間の10日間で実施のほうをしております。

○議長

森田君。

○4番

結構ですけどね、反動が出るということが一般的だと思うんですよ、こういう事業をやるとですね。全体的に底上げすればいいんでしょうけども、大型店舗になれば、もう大型店舗のほうにお金行っちゃうわけだから、地元の業者さんが潤うような施策を講じてほしいと、それ、意見だけ申し上げます。

それと、先ほど、資料請求ですけども、山口議員から借上料についてですね、これをもう一つ加えていただきたいのは、原状復旧の契約を入れているのか。一般的に言うんですけども、南保育園の、今回何か工事をしたということがありますので、それが、原状に戻すというものがあるのか、ないのか。一般的にはあると思うんですけども、それを明記していただきたいと。

それとですね、LED化の効果のところで電力費の話があったんですけども、私、庁舎ごとの電力費がどういうふうに推移してるのか、例年資料をお願いしておりますので、それをお願いしたい。

それとですね、山口議員からマイナンバーの電算の委託が出たんですけども、予算のときから請求したと思うんですけども、町全体の電算委託料、ハード、ソフトも含めてですね、どの業者に幾ら委託してるのか、とりあえず資料を出していただけないでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の資料請求にお答え申し上げます。

まず1点目、土地の借上料でございますが、それぞれ土地の契約結んでおるわけで、その中でそういうふうな特記事項等もあるかと思っておりますので、それも確認した上で、資料に原状復旧ありかなしかということで、ちょっとわかるように書き加えさせていただいたものを用意させていただきます。

それと、電算関係でございますが、これもここ近年、決算、予算でお出しをさせていただいてるものがございますので、その27年度の決算ということで数字のほうを置かさせていただいて、御提出させていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

電力料金でございますが、庁舎内も含んで、山口議員からの資料請求とあわせて、させていただきます。

○議長

森田君。

○4番

それとですね、社有車ですね、今、前の奈良中央信用金庫の前で社員の社有車が駐車されてますね。されてませんかね、社有車。町民の方、見られてね、ようけ車持ってるなど、町は。ほとんど半分ぐらいがとまっているなどという話も私聞いたんですけども、それも含めてですね、在り車の走行距離、前年度と、町所有のリースも含めて。

「公用車」の声あり

○4番

公用車。町所有車ね。リースの車ごとの前年度の走行距離の一覧表を出してください。

それとですね、近年、職員の業務中の車の事故が多発してるように思うんですよ。それ、何だったら、5年ぐらいの数量を出していただいけませんでしょうか。

それとですね、退職者の推移、育休とか、あれも含めて出していただけませんかでしょうか。それと、精神的とか、身体的なのも含めて、わかる範囲で出してください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

3点の資料請求いただいたと思います。

公用車の走行距離について、過去3年間でよろしいですか。3年間の分を提出させていただきます。

それから、職員の事故についてもですね、過去3年間程度提出させていただきますと思います。

それから、退職者ということでございますが、身体的とか、いわゆるメンタル的というような分け方はどうかと思いますので、退職者の人数を提出させていただきますと、こういうふうに思います。

○議長

森田君。

○ 4 番

101ページの道路新設改良費の、これの委託料のところの測量設計委託料千七百何がし、調査委託料の何がし、これ、内訳を出してくれませんか。その下の工事請負費ですね、節の15のところも含めて出していただけませんか。

それとですね、104ページの平群駅周辺整備事業費のところの維持補修費の内訳もお出しいただけませんか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

森田議員より測量設計委託料に関してですけど、調査委託料ということで、内訳ということです。ただ、ちょっと少額なものを除いて、大まかなものということで、合計は合わなくなりますけど、ということによろしいですかね。

あと、工事内訳のほうも、少額の工事も多々含まれてますんで、主なものというような形によろしいですか。それでしたら提出させていただきます。

○ 議 長

大辻参事。

○ 都市建設課参事

先ほどの104ページの工事請負費によろしいでしょうか。工事請負費の資料、提出させていただきます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

平群町は、待機児童が、いつ聞いてもないと言うんですけども、私の知り合いのお子さんが、お孫さんが平群町に4月以降に申し込んだら入れなかったという話をほかの方からも聞いておりますが、待機児童のゼロになる、待機児童とはどういう定義でされてるのか。実際、待機児童は出てないのか。そしたら、私の知り合いのお孫さんが実際に申し込んだら入れなかったのは、それは待機児童じゃないのかということになるかと思うんですけども、その辺の何か明確な基準、平群町の基準があるんでしょうか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

明確な基準かどうかは別としまして、一応考え方としましては、こども園の

入園につきましては、大体10月ぐらいに新入園の募集をかけて進めていくんですけども、年度初めに、基本的には待機児童をつくらないという大方針を持ってますんで、定員が、いわゆる条例定員はあるんですけども、受け入れ可能な配置、保育教諭の配置や保育室の面積基準の範囲内では当然あるんですけども、その中で最大限受け入れるということで、実態としましては、年度初めのスタートの時点では待機児童はない。

ただ、年度途中にも、当然転入とか等々で入園の申し込みがあるっていうことももちろんありますので、その辺についても若干、以前にも報告申し上げますけども、余裕を持った年間の定員設定をしております。ただ、実態として、これはもう何人来られるか、年齢にもよってなんですけども、それはもうちょっとわからない部分がありますんで、その辺で、年度途中で若干、年齢によっては待っていただくというふうなことになってるっていうふうなことも実態としてあるのが現状です。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

4月時点の話だというふうに、こう思うんですけどね。町長はですね、手厚いそういう制度を導入してると。これ、逆行してるんじゃないですか、町長。いつでもウエルカムにしないと人口はふえないんじゃないですか、特に若い人たちが。やはりこれは再考願いたいというふうに思います。意見だけ申し上げておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3 番

資料請求ですけども、ふるさと納税について、ちょっと課またがるんですけども、納税制度自身の収支ですね、税金がどれぐらい出ていって、実際その制度によってどのぐらいの利益が、利益といいますか、入ってきてですよ、収支といいますか、それを出せるでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員の資料請求でございます。

ふるさと納税の収支といいますか、町のほうにいただいた寄附、また町民がされた額というのはわかっておりますので、それ、ちょっと税務課と打ち合わ

せして、整理をさせていただいた上で、資料として御提出させていただきます。

○議 長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第1号について質疑を終わります。

続いて、認定第2号 平成27年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第2号について質疑を終わります。

続いて、認定第3号 平成27年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。

続いて、認定第4号 平成27年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第4号について質疑を終わります。

続いて、認定第5号 平成27年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第5号について質疑を終わります。

続いて、認定第6号 平成27年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第6号について質疑を終わります。

続いて、認定第7号 平成27年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口君。

○7番

これも資料をお願いします。

今、第6期、ことし2年目ですけれども、去年は1年目と。第5期の3年間の給付計画、計画による給付費ですね、計画での給付費、それと決算実績、それ、第5期から第6期の1年目、去年の、昨年度の27年度まで4年間、数字で、比較でわかるように出していただけますか。それもですね、合計だけじゃなしに、細かい項目は別にいいですから、運営協議会で出してる項目があると思うんですが、もうちょっと大きい小計で、今ちょっと資料ないけども、それで対比したやつを4年間、出していただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

第5期、それから第6期の介護保険の給付費ですね。大分類としまして、居宅のサービス、それから地域密着型のサービス、それから施設サービス、この三つに分けて、計画と決算の比較、わかるように出させていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第7号について質疑を終わります。

続いて、認定第8号 平成27年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第8号について質疑を終わります。

続いて、認定第9号 平成27年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第9号について質疑を終わります。

続いて、認定第10号 平成27年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。森田君。

○4 番

37ページですね、企業債明細書ということで、簡易水道と上水道出ておりますが、これを見ると、市中銀行債のほうが金利が安いんですね。1.53%ですね。これは、逆に言えば、民間であればすぐ借りがえるんですよ、今、ゼロ金利ですから。そういうことはできるんですか、できないんですか。平群町なんて、入ってくるものが多くなることはほぼないものが多いと思うんですよ。だから、歳出を削減しないといけないわけですから、これはそういう、今、高い金利で借りてるものを借りがえることはできないんですか。34年で、二十何年かかかってやってるわけ、28年か、これ、実質30年ですよ。その辺はできるのか、できないのか。検討してるのか、してないのか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

借りがえができる金利の上限がありまして、今、既発債については借りがえができません。

○議 長

森田君。

○4 番

どういう条件であれば、今、課長が御答弁いただいたんですけど、金利の上限があるというお話でした。国がそんなこと決めてるんでしょうか。今の状況下で、市町村が大変な状況に置かれてるわけですから、その辺どうなってるんですか。今、金利の借りる上限が高ければ返せないのか、期間なのかね。き

ようわからなければ、次回の決算特別委員会でも結構なんですけど、私はできるだけ安いものに借りかえるべきだというふうに申し上げておきます。今わからなかったら結構です。

「上限の内容を説明せんと」の声あり

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

下水道事業債で以前借りかえをしまして、そのときは、ちょっと記憶ないんですが、金利4%とか5%以上のものについて借りかえができた。今、もう1回ちょっと制度的に確認して、またお答えいたします。ちょっと不確かな部分がありますが、基本的には、何%以上の金利であれば借りかえが可能という制度でございます。詳しい数字については後ほどお答えしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第10号について質疑を終わります。

本案10件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案10件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長に窪君、副委員長に下中君にお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮ではございますが、7日、8日の両日、決算審査特別委員会をよろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 6時59分)